

(財)民事法務協会 殿

附票部会
検討結果報告書

平成5年3月31日

戸籍コンピュータ化調査研究会
— 附票部会 —

— 目 次 —

はじめに	-----	1
1. 戸籍附票を電算化する必要性等		
(1) 必要性	-----	2
(2) 開発方針	-----	3
2. 現行制度について		
(1) 戸籍制度と住民基本台帳制度	-----	4
(2) 戸籍附票の運用形態	-----	4
(3) 改製の方法	-----	6
戸籍附票事務の流れ図（資料）	-----	7
3. 〔附票システム〕の概要		
(1) 〔附票システム〕の範囲	-----	2 4
(2) 他システムとの関係	-----	2 5
4. 〔附票システム〕のシステム化案		
(1) 異動処理の方法	-----	2 8
(2) データ保護と安全対策	-----	3 0
〔附票システム〕のドキュメント（資料）	-----	3 6
システム化後の改製方式（資料）	-----	6 2
5. まとめ		
(1) 検討項目内容	-----	6 4
6. 参考資料	-----	6 7
画面展開図（資料）	-----	6 8
帳票仕様（資料）	-----	7 6

はじめに

戸籍事務のコンピュータ化については、戸籍事務に直接携わっている市区町村からかなりの要望があり、また、大量情報の処理にコンピュータを利用することは、時代のすう勢でもあることから、昭和60年度から戸籍事務コンピュータ化調査研究会（以下「研究会」という）を組織し、戸籍事務をコンピュータによって処理することとした場合の種々の問題点等についての調査研究が進められてきているところである。

本研究の初年度である昭和60年度の調査研究においては、「戸籍事務を電子情報処理組織により処理することとした場合の問題点等」について調査研究がされ、コンピュータ化にあたっての基本的な問題の指示がされた。そして、昭和61年度以降は、これらの指示事項について順次調査研究が行われ、昭和61年度は、「電子情報処理組織に入出力する漢字の取扱い等について」、同62年度は、「戸籍関係諸帳簿の様式及び記入方法等について」、同63年度は、「現行戸籍簿の移行及びプライバシー・データ保護について」の各テーマについて調査研究が行われた。さらに、平成元年度には、コンピュータシステムを採用する場合のすべての事項を対象とした、「戸籍事務をコンピュータにより処理することとした場合のシステムの設計、製造及び運用について」の調査研究が行われた。そして、この5年間の調査研究によって、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理することは技術的に可能であり、しかも、現行の可視台帳を前提とする事務処理方法におけるよりは、事務の迅速化・正確化を図ることができるとの結論が得られた。この成果を踏まえて、平成2年度からは、戸籍事務のコンピュータ化の実現をめざし、本格的な調査研究を進めることとし、具体的なプログラム設計のための仕様・条件を明らかにした「基準書」を作成するため、市区町村における戸籍事務処理の実態調査を行い、現行の事務処理の分析、コンピュータ処理する事務の範囲、コンピュータ化した場合の事務処理手続の流れの概略、画面のレイアウト等について調査研究を行ってきている。上記の一連の研究過程において、戸籍事務をコンピュータで処理することとした場合の処理の流れのなかで、戸籍事務に関連する戸籍の附票、住民票、人口動態調査票等の事務処理の効率化をも考慮して、これらの事務処理についても検討する必要があるとされた。

これらのうち、附票の事務処理に関しては、「戸籍附票部会」を設け、戸籍と附票事務の現行業務の分析と相互の関連について及び現在研究中の戸籍事務のコンピュータシステムとの連携を図るとした場合にはどのような方法が考えられるのか、また、そのための問題点はどこにあるのか、さらに今後の課題としてどのようなものが残されているのか、について検討をすることとされたものである。

今回、これらの検討の結果を取りまとめたので、「附票部会検討結果報告書」として提出する。

1. 戸籍附票を電算化する必要性等

(1) 必要性

近年、コンピュータによる高度情報処理技術の発達が目覚ましいものがあり、現代社会のあらゆる分野に導入されている状況にある。こうした動きは全国の各地方公共団体の事務処理にも大きな影響を及ぼし、事務改革の一つの手段とするとともに、行政サービスの向上を図ることを目的として高度情報処理技術の導入が進められており、平成4年4月1日現在においては、全市区町村（3,259団体）の99.0%にあたる3,227団体において、何らかの業務にコンピュータが利用されている（自治省調べ）。

こうした状況にあって、住民基本台帳事務については、昭和59年度に自治省において「住民記録に係るプライバシーの保護等に関する研究委員会」が設定され、住民記録のコンピュータ化について、「現行の住民基本台帳事務の処理方法の中には、近年の新しい情報処理技術の活用を阻害している面も見受けられるため、個人情報の適正な保護・管理の方策と併せて、新しい情報処理技術を活用して住民の福祉の増進や行政事務の合理化を図る方向で、事務処理方法の再検討を行う必要がある。例えば、個人情報を記録した磁気ファイル等を住民基本台帳として認める等が挙げられる。」との研究委員会報告を得た。

この研究委員会報告を受けて、昭和60年の住民基本台帳法の一部を改正する法律により、市町村長は住民票を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）で調製することができるものとされた。

これは、第一に、改正前の法ではコンピュータ処理を行う場合の明文の規定がなかったため、たとえ磁気テープをもって住民票を調製するとしても、一方で必ず可視台帳を備え付けることとされていたものを、磁気テープを住民票の原本とみなし、可視台帳に代えることを可能とし、市町村の事務処理の簡素化、効率化等を図ったものである。

また、第二に、磁気テープによる住民票の調製方法、磁気テープの保護・管理の方法等、住民記録をコンピュータ処理する場合の基準を定めることにより、事務処理の統一化を図るとともに、コンピュータ処理の場合の住民記録の適正な管理を図ろうとしたものである。これにより、住民票を磁気テープをもって調製し、コンピュータ、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、住民基本台帳に関する記録を管理し、住民基本台帳に関する事務を処理する住民記録システムが急速に普及することとなった。

住民記録システムの導入状況は、平成4年4月1日現在で、全市区町村の85.2%、人口割合にすれば96.6%にのぼっている（自治省調べ）。

しかし、上記法改正においては、戸籍事務がコンピュータ化されていないことから、戸籍の附票の事務については、コンピュータ化が見送られた。

一方、戸籍事務については、事務に直接携わっている市区町村から、戸籍事務のコンピュータ化の早期実現を要望されているところである。

このため、法務省において昭和60年度から戸籍事務コンピュータ化調査研究会を組織し、昭和60年度においては、戸籍事務を電子情報処理組織により処理すること

とした場合の問題点等について調査研究がなされ、同61年度から同63年度まで、これらの指摘事項について順次研究が進められた。

これらの調査研究においては、いずれも戸籍事務をコンピュータ化することは、一応可能であるとしている。

しかし、これらの調査研究は、戸籍事務の流れのうち、主要な事項を指摘して研究が行われたものである。このため、戸籍事務のコンピュータ化の実現に向けては、さらに問題点を洗い出し、これを詳細に検討する必要があるため、平成元年度以降引き続き調査研究が進められているところである。

今後、この調査研究結果を踏まえ、市町村長は戸籍を磁気媒体を利用し調製することができ旨の戸籍法等の所要の改正を待ち、平成7年中の実施を目指している。

以上のように、法的に住民基本台帳事務のコンピュータ化が認められ、また、戸籍事務のコンピュータ化を検討している現状を鑑みれば、本籍地で作成される戸籍と住所地で調製される住民票との間を連絡・媒介するための帳票である戸籍の附票の事務についても、磁気テープを戸籍の附票の原本とみなし可視台帳に代えることを可能とし、市町村の事務処理の簡素化、効率化等を図るとともに、住民記録の適正な管理を図るため、コンピュータ化を進める必要がある。

(2) 開発方針

戸籍の附票事務のコンピュータ化を進めるに当たっては、事務処理の簡素化、効率化及び住民サービスの面から、市町村の事務処理の統一化を図るための一定の基準を設ける必要がある。

この基準の設定に当たっては、現在、事務がどのようになされ、他の市町村と、あるいは他の行政事務とどのようにかかわっているかを整理しておく必要がある。

その上で、下記の事項について一定の基準を設定することとする。

7) コンピュータ化するシステムの範囲、

1) コンピュータ化した場合の戸籍システム、住民記録システムとのリンクの方法、範囲、

2) 戸籍の附票の異動処理の方法

3) 磁気テープの管理方法 等

2. 現行制度について

(1) 戸籍制度と住民基本台帳制度

戸籍制度は、本籍地において人の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、住民基本台帳制度は、住所地において人の居住関係を公証することを任務とする制度である。両制度とも同一人を公簿に記録し、これを基に公証するという点では同じであり、また、人を統一的に把握するためには身分関係と居住関係の両面から総合的にみることが必要である。したがって、人の出生や死亡の事実、又はその人が同一人であることを確定するための基本的事項、すなわち氏名、出生の年月日、性別等について戸籍の記載と住民票の記載とに矛盾があるとすれば、同一人物の把握に支障が生じ、市町村の行う公証制度や社会生活に混乱をもたらすことは言うまでもない。

他方、市町村長は住民基本台帳法に基づき、その市町村の区域内に本籍を有するものについて、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。附票には、戸籍の表示（本籍・筆頭者）、その戸籍に在籍している者の氏名、住所、住所を定めた年月日が記載されている（住民基本台帳法16条、17条）。戸籍の届出があるつど、あるいは住所の変更に関する届出（転入届、転居届等）があるつど、戸籍の届出地から住所地へ、住所地から本籍地へ通知がなされ、住民票や戸籍の附票に記載がなされる（同法18条、19条、同法施行令12条）。

すなわち、戸籍と住民票を相互に関連させ、それぞれの記載の公正性を保つための媒介物の役割を果たすものが戸籍の附票である。

(2) 戸籍附票事務の運用形態

7) 戸籍附票事務の運用形態

戸籍及び住民票の異動が起こったときに戸籍附票の処理が発生する。附票事務の運用形態としては次の3つが考えられる。

- ① 戸籍係（戸籍担当職員）が附票事務を処理する
- ② 住基係（住基担当職員）が附票事務を処理する
- ③ 附票係（附票担当職員）が附票事務だけを処理する

上記3形態の中では①の形態を採用している市区町村が殆どであると思われる。これは、附票の様式が戸籍と類似していること、戸籍の異動において附票の作成、消除が行われること等の理由が挙げられる。またこの場合に、附票は戸籍と一緒に綴られて管理されるのが一般的である。

②、③の形態で附票事務を運用している市区町村は稀であろうが、近年住民記録システムを導入している自治体において附票事務の電算化がなされた場合に、①から②、③の運用形態に移行するところが増えている。これは附票を磁気媒体で管理している（原票として可視台帳が必要）、住民記録システムとデータ連携を図るため住基担当者が処理した方が効率的であること等の理由による。ただし附票を電算化している市区町村でも戸籍の一部処理システムを導入しているところは①で運用している。

イ) 附票事務

附票の事務は異動事務、証明事務、統計事務の3つに大別される。各事務で行われる主な処理を以下に示す。

① 異動事務

- ・戸籍の異動による附票の作成
- ・戸籍の異動による附票の消除及び住基法19-3通知の作成
- ・住民票の異動による附票の修正

② 証明事務

- ・附票の証明書発行（全部、一部）
- ・附票除票の証明書発行（全部、一部）
- ・改製原附票の証明書発行（全部、一部）

③ 統計事務

- ・附票事務に関する統計の取得

ロ) 各処理形態における事務の流れ図

各処理形態における事務の流れ図を別紙に示すが、あくまでも一般的な流れを示しただけでこの流れで全市区町村が処理しているわけではない（戸籍、住基、附票とも電算化の有無は考えていない）。戸籍、住基独自の処理については附票に係わるもの以外は省略した。附票の処理は今回示したもの以外にもあるが、代表的な処理をとりあえず示した。また、まとめられるところはなるべくまとめて流れ図に記入した。7)で示したように、附票を取り扱う係が異なることにより処理の流れも異なるが、大きくは書類の流れと担当する職員が異なる程度なので、各係別での流れ図の作成は省略した（相違点は流れ図から読み取っていただきたい）。

以上の点を踏まえ今回示す流れ図は以下のものである。

I 異動処理

- I-1 新しい戸籍を編製することによる附票の作成
 - I-1-1 同一本籍内で異動する場合
 - I-1-2 他の本籍地から異動してきた場合（住所人）
 - I-1-3 他の本籍地から異動してきた場合（非住所人）
 - I-1-4 帰化等で住所、住定日が届書から確定できる場合
- I-2 既存の戸籍へ入籍することによる附票の記載
 - I-2-1 同一本籍内で異動する場合
 - I-2-2 他の本籍地から異動してきた場合（住所人）
 - I-2-3 他の本籍地から異動してきた場合（非住所人）
 - I-2-4 出生等で住所、住定日が届書から確定できる場合
- I-3 戸籍の記載を変更したことによる附票の修正（氏名変更、管内転籍等）
- I-4 戸籍から除かれたことによる附票の一部消除（離縁、離婚等）
- I-5 戸籍から除かれたことによる附票の全部消除①（管外転籍）

I-6 戸籍から除かれたことによる附票の全部消除②（管外転籍以外：死亡、復氏等）

I-7 住民基本台帳法に基づく届出又は職権による住民票記載等による附票の修正

I-8 I-7で附票が改製される場合

I-9 住民基本台帳法の通知による附票の修正（法19条1項，法19条3項）

I-10 I-9で附票が改製される場合

II 証明処理

II-1 戸籍附票の証明（除票，改製原附票の証明も含む）

(3) 改製の方法

附票の改製については，住民基本台帳法施行令第21条で住民票の改製（同施行令第16条）に準ずることとなっており，市町村長が認める場合に改製できると規定されている。市町村長が認める場合とは，一般的には

①附票の記載欄（住所欄及び住所を定めた日欄）に余白がない場合

②附票の汚損，き損が著しい場合

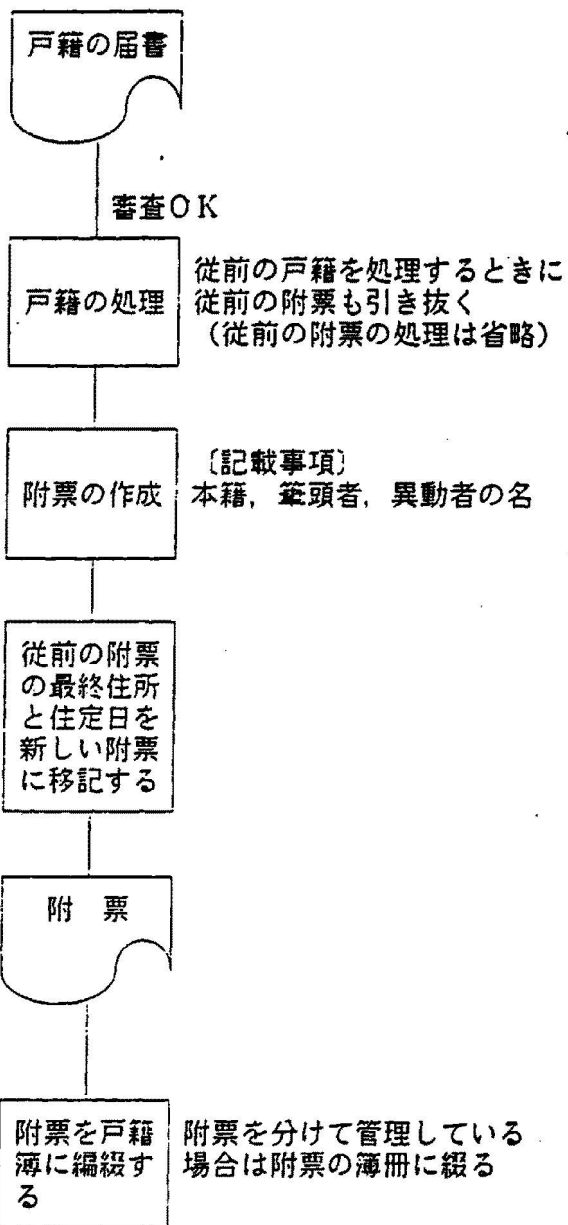
が考えられる。①，②ともこのような状態になっているものは，書き換えない限り附票としての役割を果たしているとはいえないので改製をするのは当然のことである。上記①に関連してシステム化後の記載欄は1欄で十分ではないかとの意見が出された。この理由として，

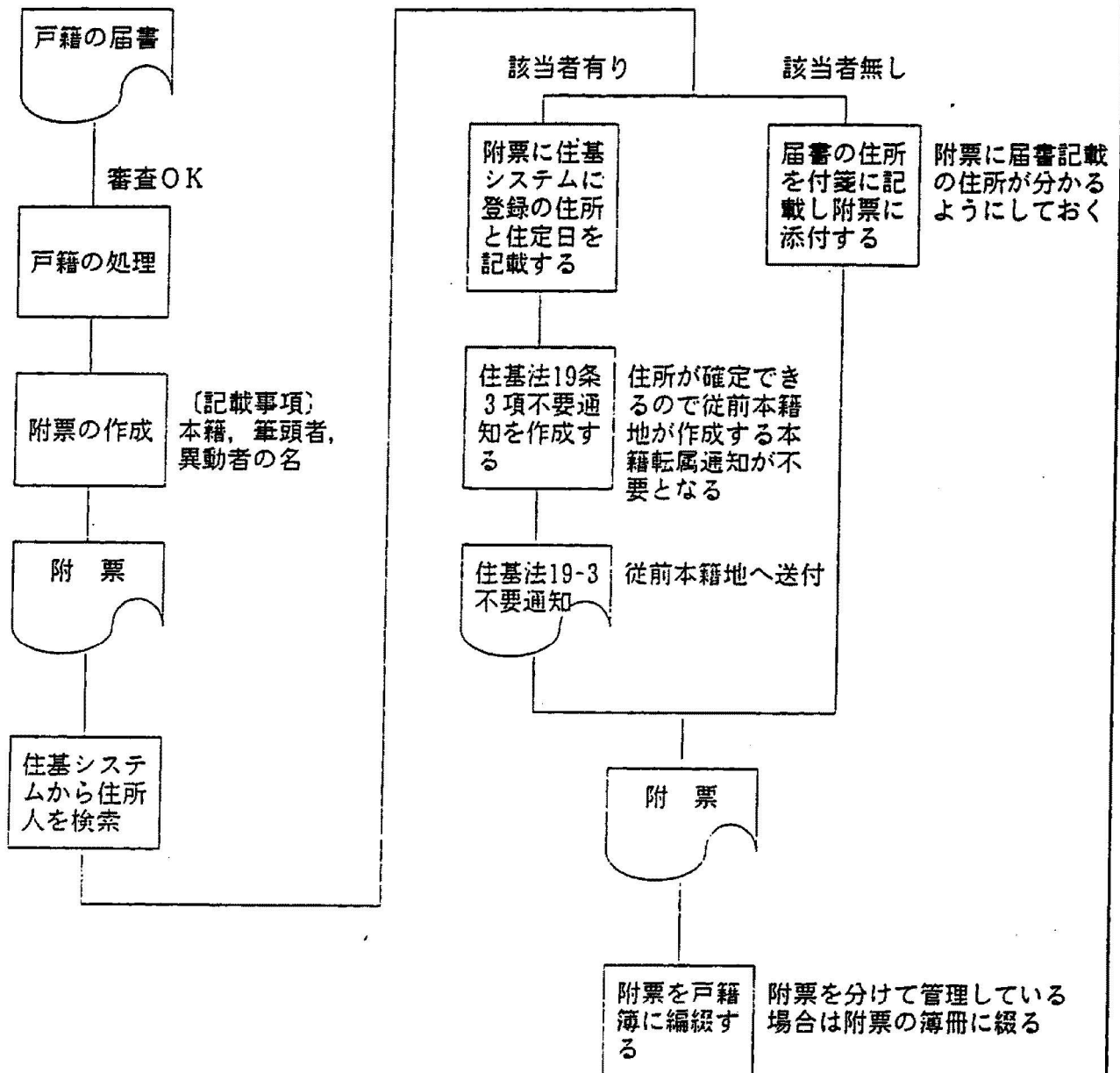
- ・住所の履歴を持つことを法律では定めていない
- ・附票の記載事項は現行の情報だけでよいと判断できる（住民基本台帳法第17条）
- ・従前の情報の証明も法律で定められているのではなく，行政サービスの一環である

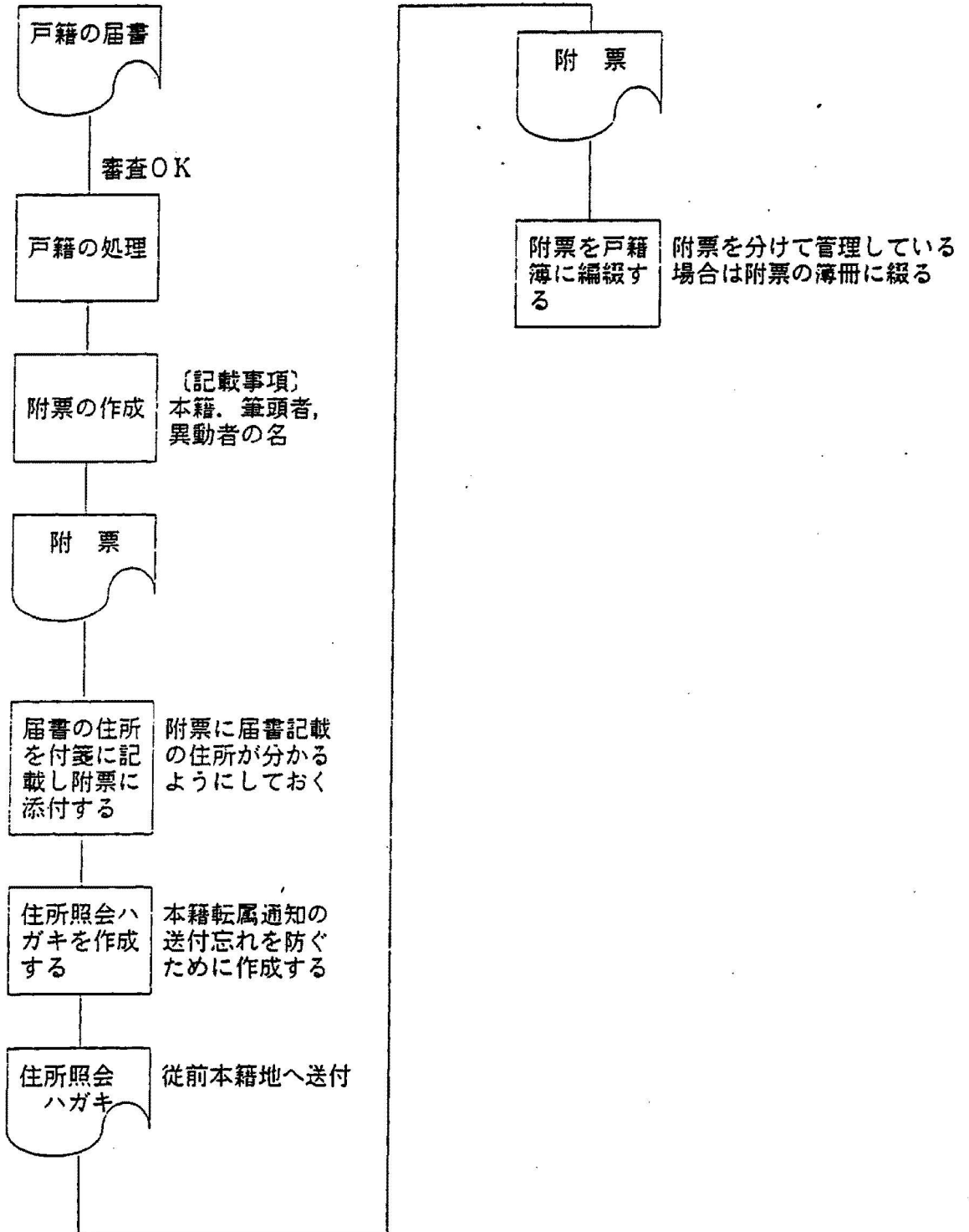
が挙げられた（現行の運用形態は，住民基本台帳事務処理要領に掲げられている戸籍附票の参考様式（記載欄が5欄）がもとになっているためと考えられる）。

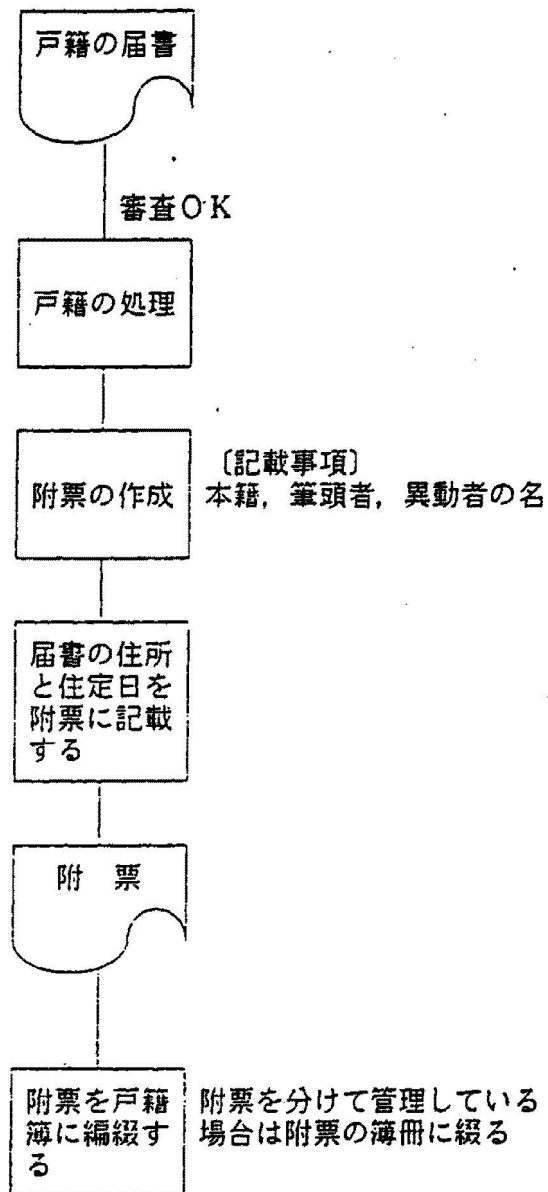
これに対し，実際に住所履歴を必要としている事務が存在すること（登記，車検，国外転入等），住民の要求が依然としてあること等を考えれば，システム化になったからといって現在の情報のみの証明でよいとするのは住民サービスの低下につながるのではないかとの意見が出された。

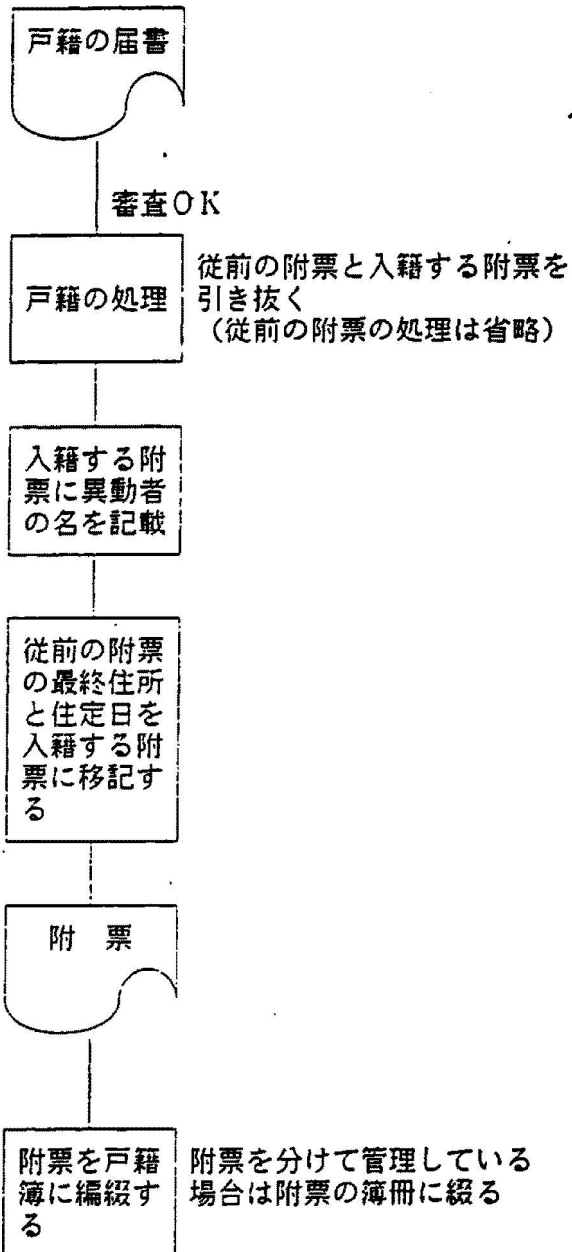
本報告書では，とりあえず現行と同じ取り扱いができるようなシステム提案を行うこととしている。

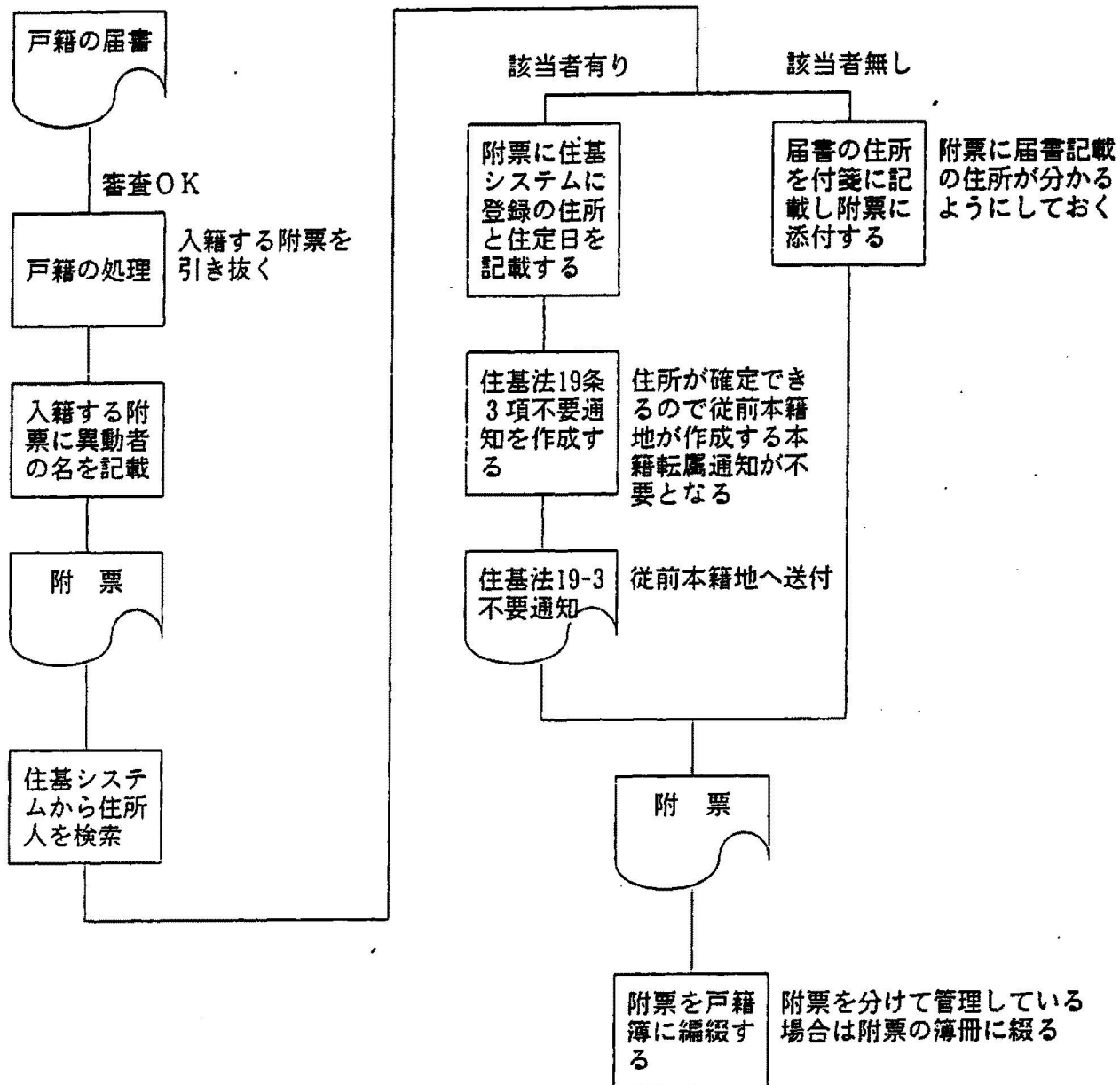


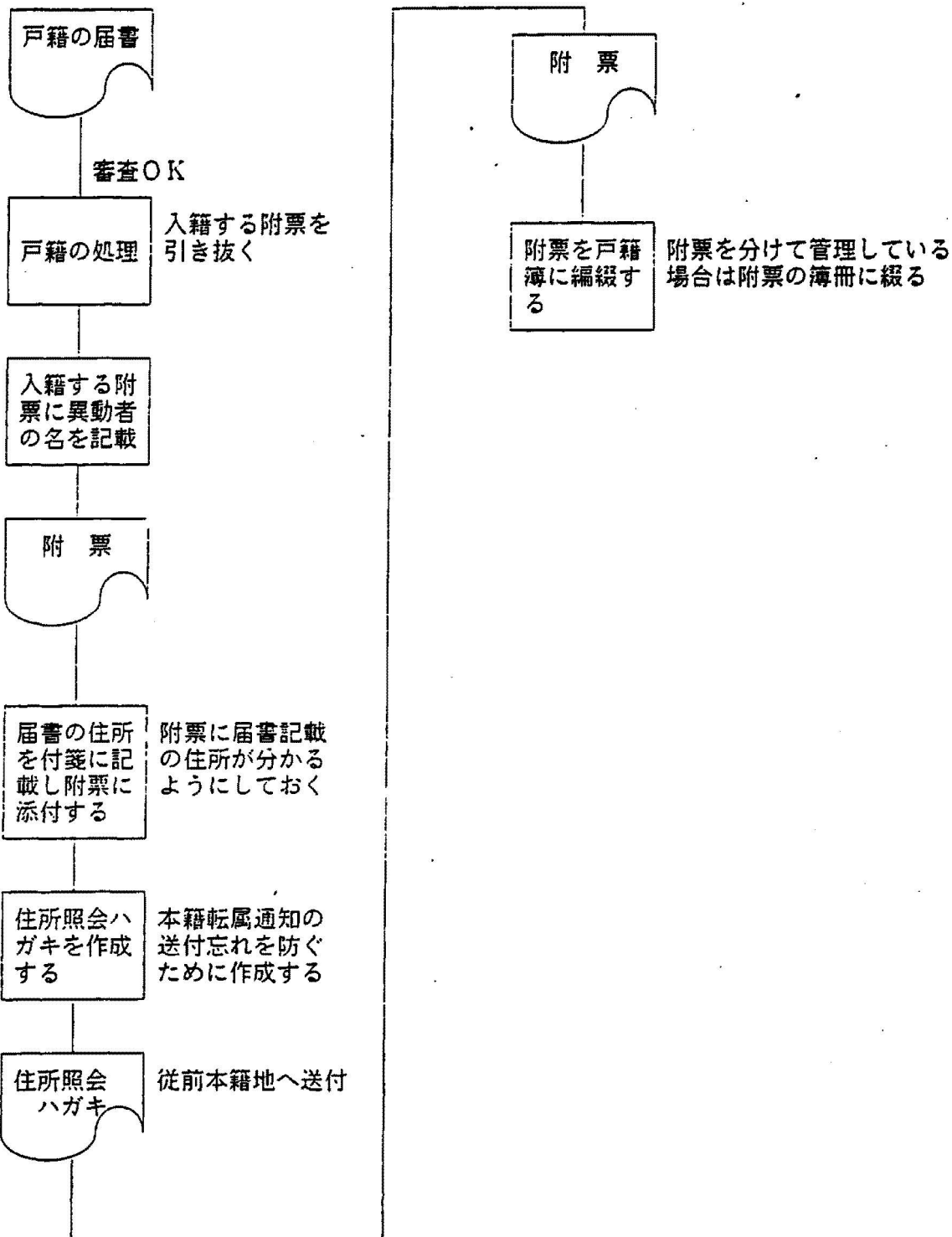


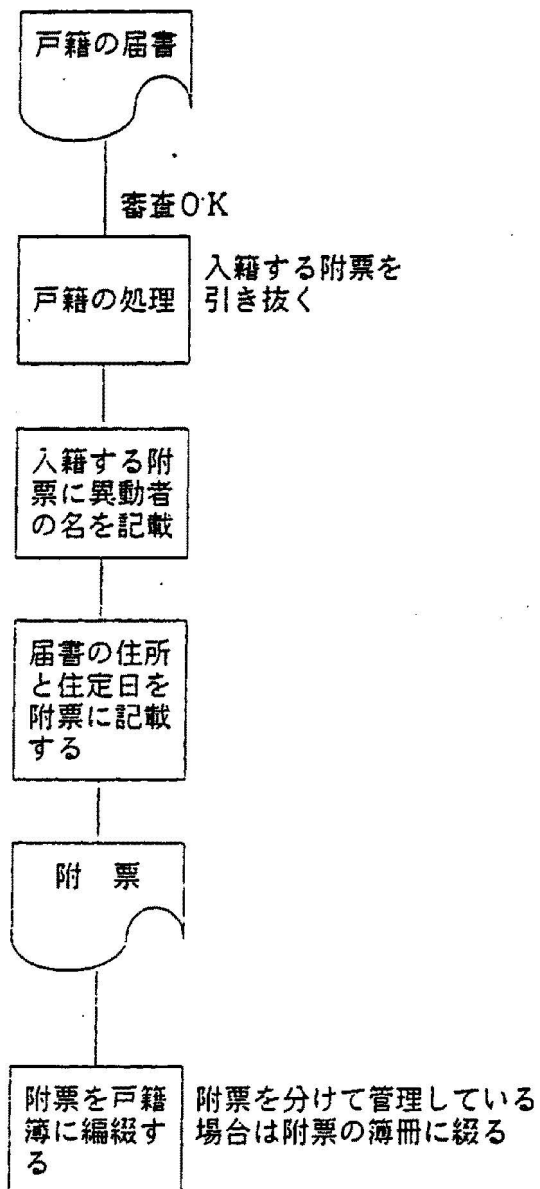


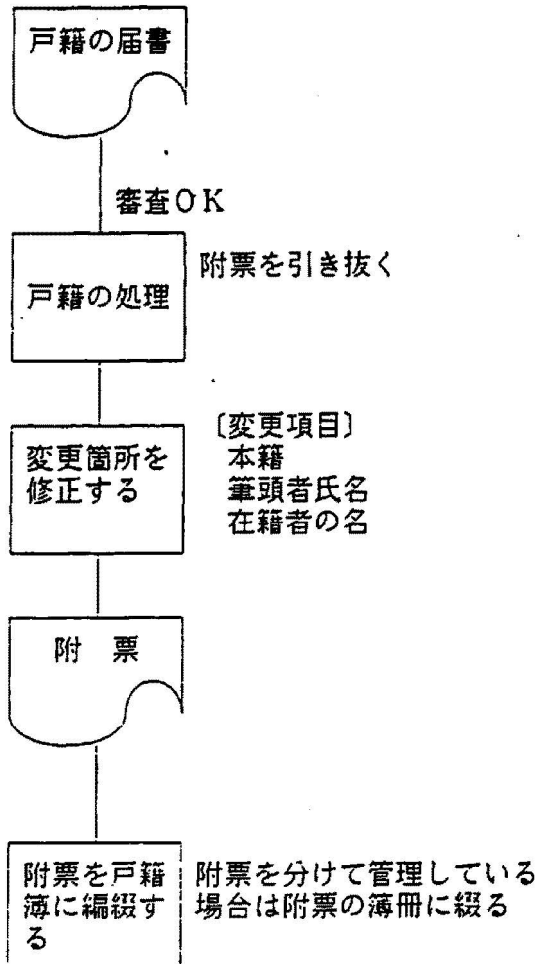


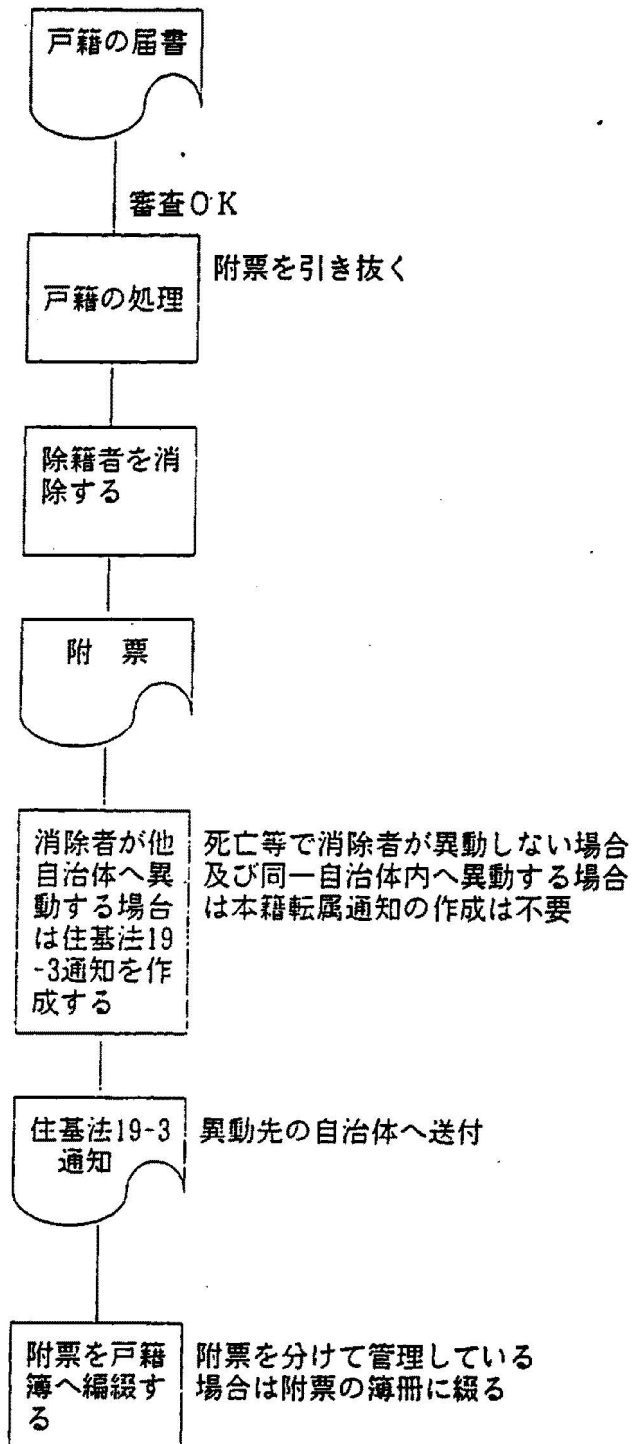












戸籍の届書

審査OK

戸籍の処理

附票を引き抜く

附票記載事由欄に転籍による消除日を記載する（除票印を押印）

転籍による消除であることを明確にする
個人は消除しない

附票の除票

在籍者全員の住基法19-3通知を作成する

住基法19-3通知

異動先の自治体へ送付

附票を除籍簿へ編綴する

附票を分けて管理している場合は附票（除票）の簿冊に綴る

戸籍の届書

審査OK

戸籍の処理

附票を引き抜く

除籍者を消
除する

附票記載事
由欄に消除
日を記載す
る（除票印
を押印）

在籍者がいなくなり除票と
なったことを明確にする

附票の除票

消除者が他
自治体へ異
動する場合
は住基法19
-3通知を作
成する

死亡等で消除者が異動しない場合
及び同一自治体内での異動の場合
は本籍転属通知の作成は不要

住基法19-3
通知

異動先の自治体へ送付

附票を除籍
簿へ編綴す
る

附票を付けて管理している
場合は附票（除票）の簿冊
に綴る

住基の届書

審査OK

住基の処理

戸籍簿から
附票を引き
抜く

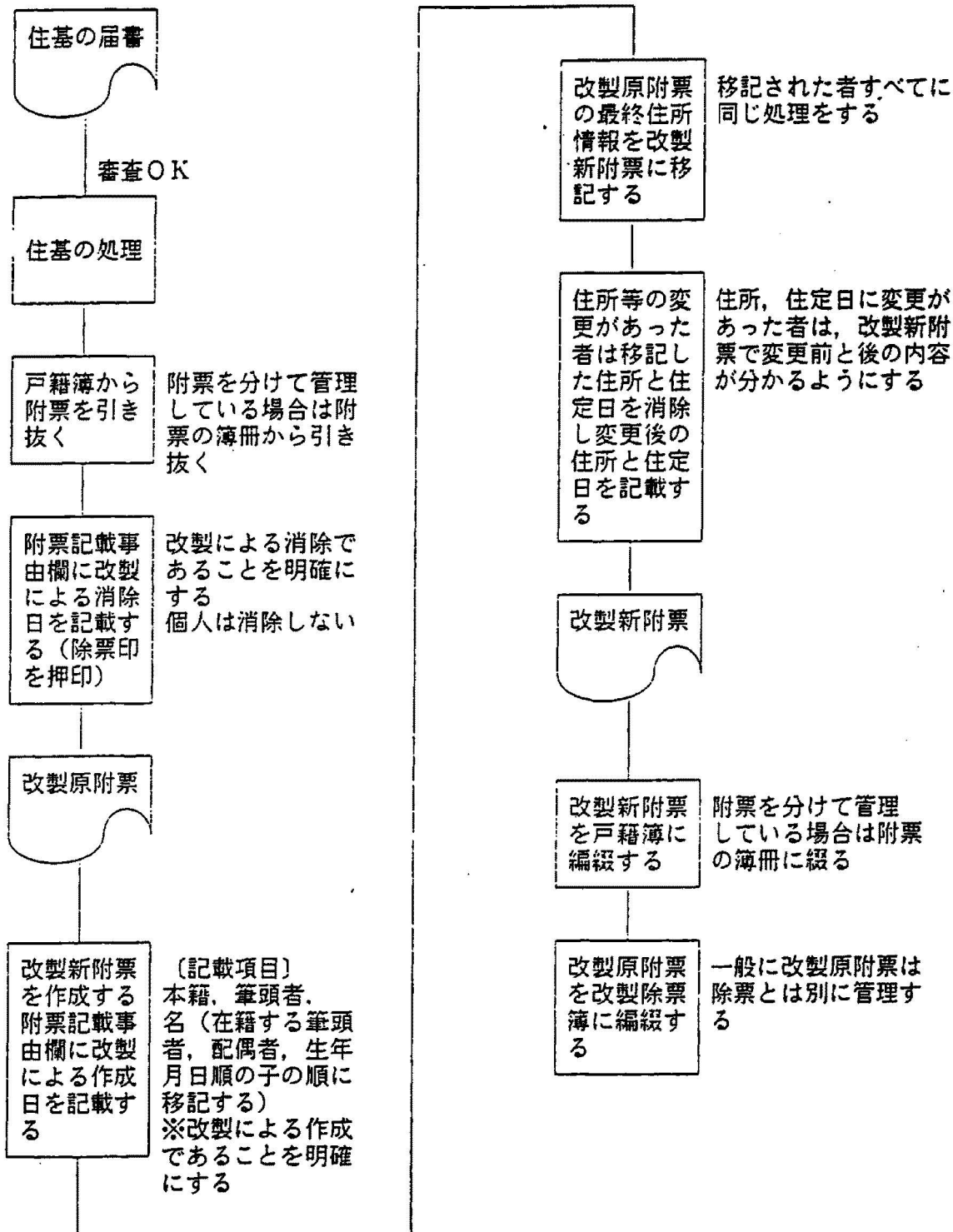
附票を分けて管理している
場合は附票の簿冊から引き抜く

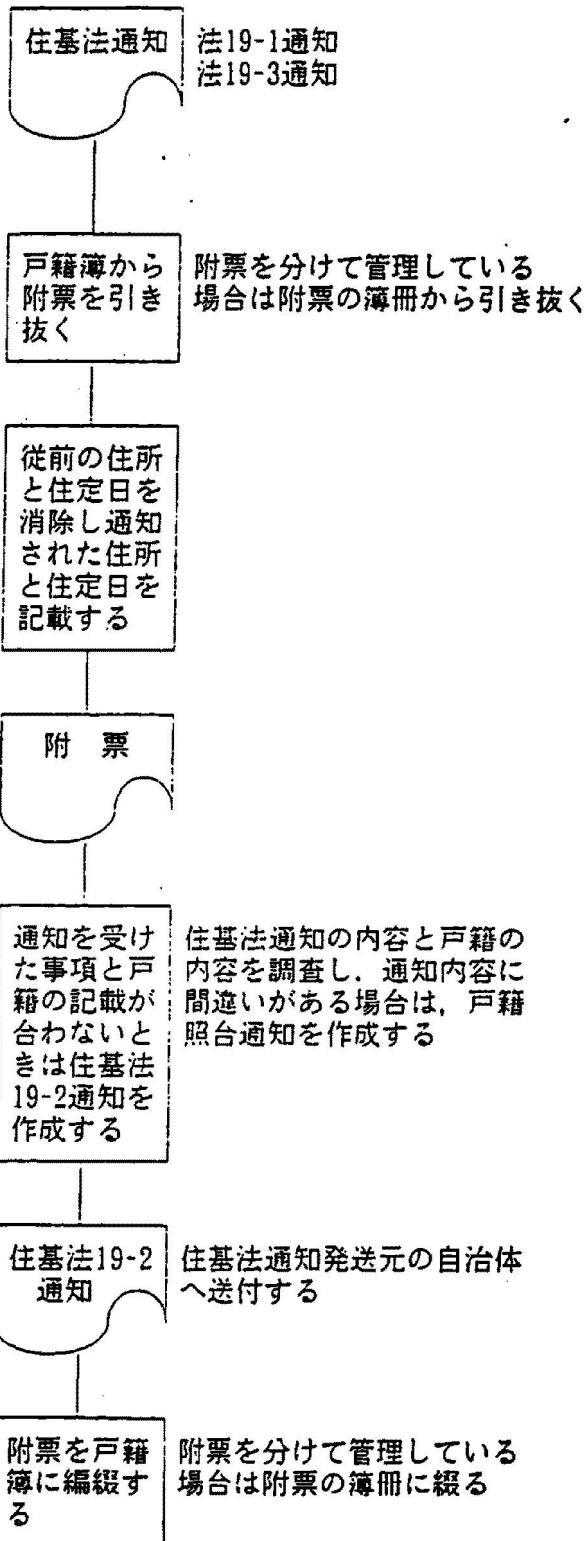
従前の住所
と住定日を
消除し変更
後の住所と
住定日を記
載する

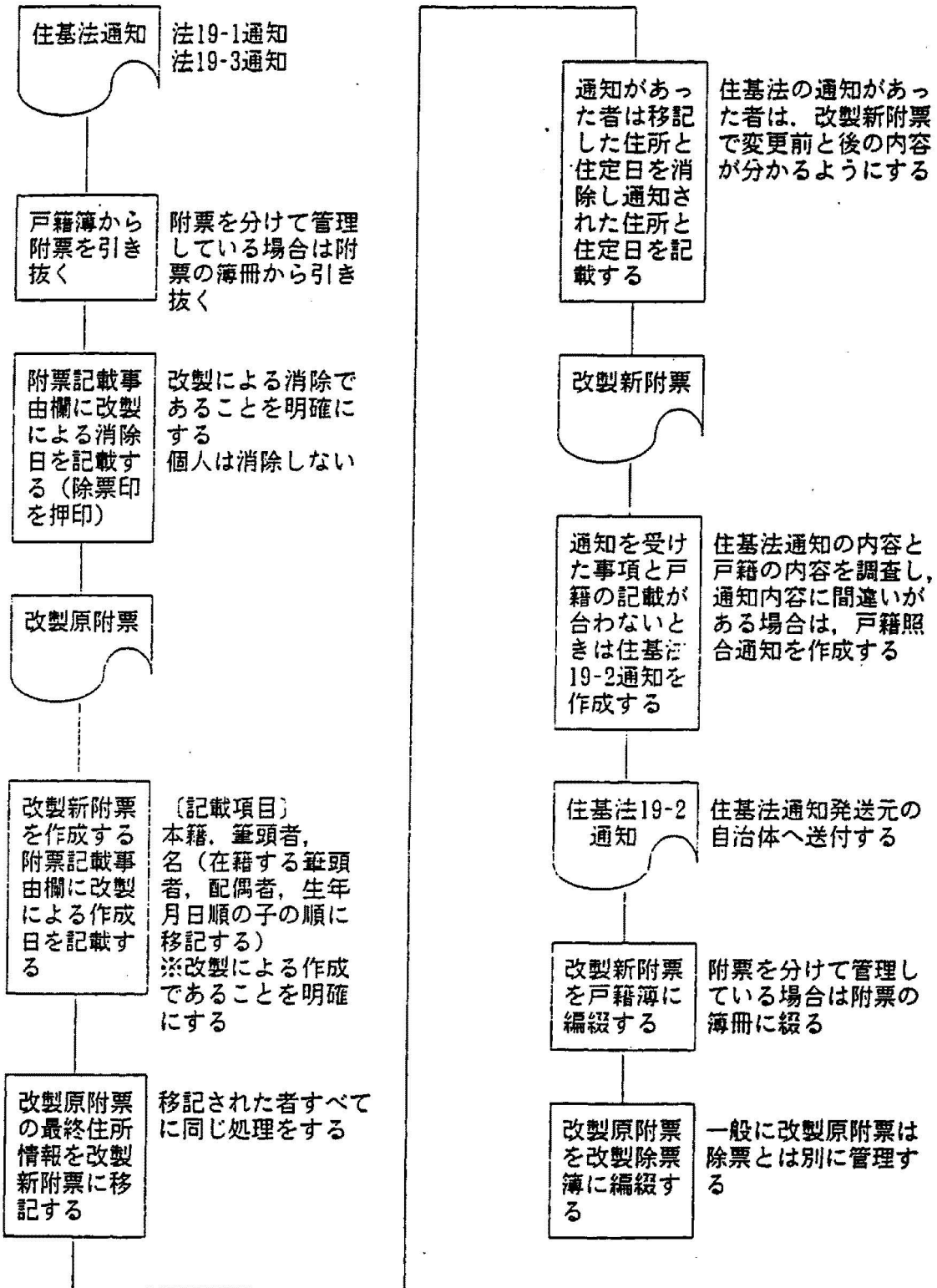
附 票

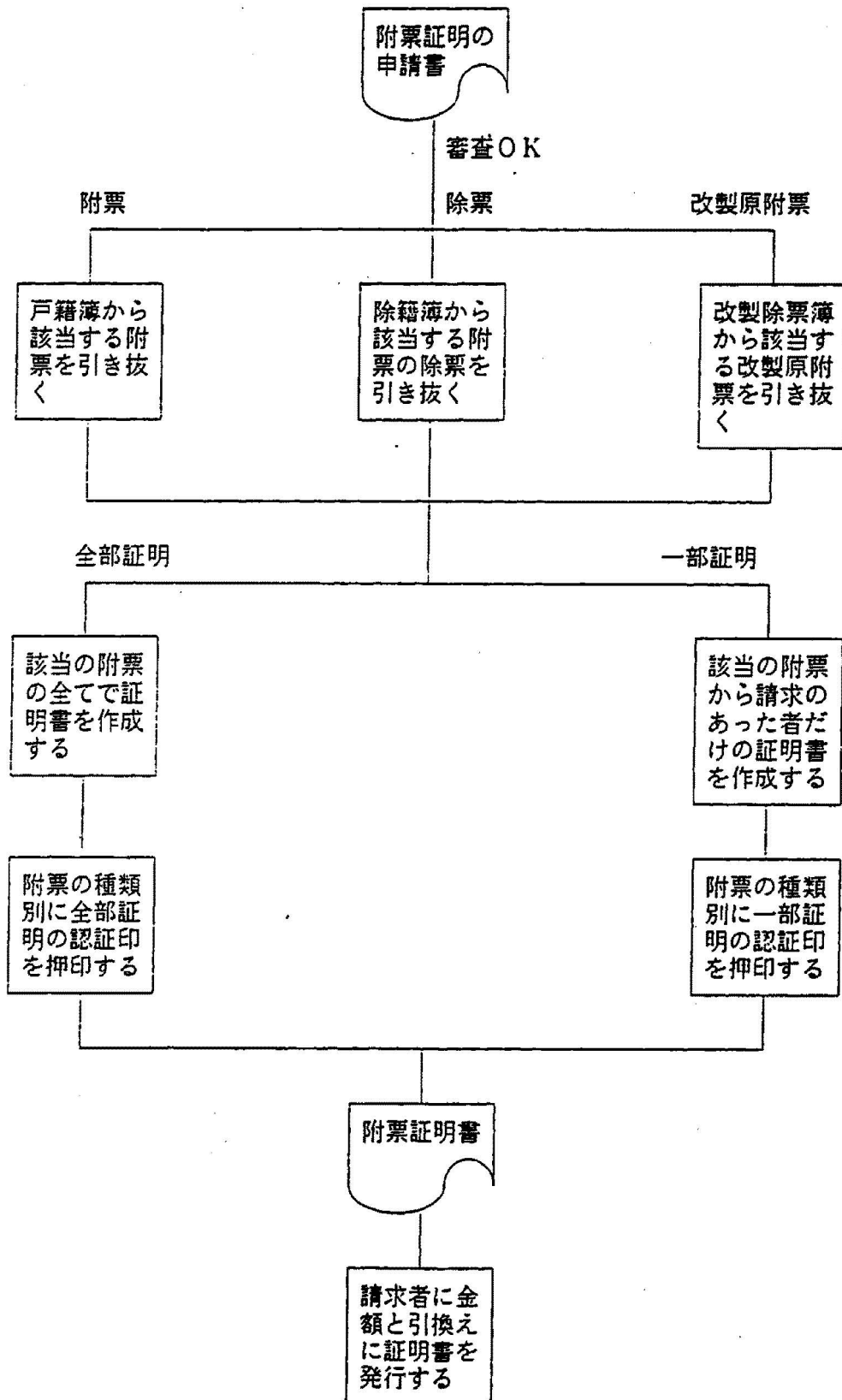
附票を戸籍
簿に編綴す
る

附票を分けて管理している
場合は附票の簿冊に綴る









3. 〔附票システム〕の概要

現在、戸籍の附票は紙で管理されるもので、住民票と異なり磁気テープで調製することとは許されていない。しかし、いくつかの市町村では、附票の管理は紙で行うものの、事務処理の部分をコンピュータ処理させる附票システムを使用しているところがある。

本報告書で提示する附票のコンピュータ処理概要は、戸籍の附票をブックレス管理（磁気媒体で記録）するシステムであるので、すでに使用されている附票システムとは、根本的に異なるものである。そこで、本報告書ではカギ括弧付きの附票システム（〔附票システム〕）と呼ぶことで、現在使用されている附票システムとの混同を防ぐ。

(1) 〔附票システム〕の範囲

戸籍の附票事務内容については、2. (2)イ)の中で簡単に述べたが、ここでは、システム化する事務の範囲を、オンラインシステムによる事務の範囲、バッチシステムによる事務の範囲に区分して検討する。

ア) オンラインシステムによる事務の範囲

入力したデータがすぐに有効になる事務、データを即時に取得できる事務をオンライン処理とする。

① 戸籍の附票の異動事務

ア 戸籍の異動にともない発生する事務

- ・附票の作成
- ・附票への個人追加
- ・附票の個人消除
- ・附票の全部消除
- ・附票の本籍、筆頭者、名の修正

イ 住民票の異動にともない発生する事務

- ・附票の住所の変更
- ・附票の住所の消除
- ・附票の住所の回復

ウ 通知による事務

- ・住民基本台帳法第19条1項通知による、附票の住所の変更、消除、回復
- ・住民基本台帳法第19条3項通知による、附票の住所の記載

② 戸籍の附票の証明事務

- ・全部証明書の発行
- ・一部証明書の発行
- ・記載事項証明書の発行

③ 戸籍の附票の統計事務

- ・附票の異動に関する統計の取得
- ・附票の証明書発行に関する統計の取得

イ) バッチシステムによる事務の範囲

即時対応が求められない事務で、サイクルを決めて一括処理を行うのに適している事務をバッチ処理とする。

① 戸籍の附票の通知書作成事務

- ・住民基本台帳法第19条2項通知の作成
- ・住民基本台帳法第19条3項通知の作成
- ・住民基本台帳法第19条3項不要通知の作成
- ・住所照会通知の作成

② 戸籍の附票の統計表の出力

ロ) 戸籍附票事務のシステム化の範囲

上記で示した事務に関連する事務ごとにまとめ、システム化する事務とその処理形態をオンライン、バッチ（含むオンライン・バッチ）及び手作業の区分でまとめた表を次ページに示す（附票事務システム範囲表）。なお、△はシステムで処理ができなかった場合に、手作業によって補完することができる処理である。

(2) 他システムとの関係

ア) 戸籍システムとの関係

住民基本台帳法施行令第18条の規定により、新しく戸籍が編製されたとき及び戸籍の編製後その戸籍に入った者があるときは附票にその者に関する記載をすることになっている。また、同施行令第19条では戸籍にある者が消除されたときは附票からも消除する規定である。さらに、この場合に消除された者が他の市町村に転属したときは附票に記載してある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない（住民基本台帳法第19条3項）。

したがって、戸籍の附票事務をコンピュータ化した場合、戸籍システムの異動処理にともない、あるいは原籍地市町村長からの通知により戸籍の附票システムを稼動することとなる。

コンピュータ処理する際の処理の流れは下記のとおりとなる。

① 戸籍システムの異動処理にともなう処理

ア 出生届、婚姻届又は職権等により戸籍の記載を行うため、戸籍システムを使用し、処理を開始する。

イ 入力画面から、出生届等に記載されている項目、職権により記載すべき項目を入力する。

ウ 入力項目を法令等の面からチェックし、異動内容を仮の戸籍データベースに記録する。

エ 戸籍の異動形態によって他に記載がある場合はその内容を仮の戸籍データベースに追記する。

オ 仮の戸籍データベースの内容を再確認し、間違いがなければ戸籍データベースに記録する。

(附票事務システム範囲表)

関連届等	個 別 事 務	オンライン処理	バッチ処理	手作業
戸籍の届による処理	附票の作成	○		
	附票の修正	○		
	附票の消除	○		
	住基法19-3通知の作成・出力		○	△
	住基法19-3不要通知の作成・出力		○	△
	住所照会通知の作成・出力		○	△
住居の基による処理	附票の修正	○		
	附票の改製	○		
住居の基による通知処理	附票の修正	○		
	附票の改製	○		
	住基法19-2通知の作成・出力		○	△
その他の処理	附票証明書発行	○		
	統計事務	○		
	統計表の出力		○	

カ 戸籍の異動内容に則して、附票データベースを作成又は更新する。他の市町村に転属する場合は、法19条3項通知ファイルを作成する。

キ 戸籍の附票システムを使用し、法19条3項通知ファイルから住民基本台帳法第19条3項通知を出力する。

② 原籍地市町村長からの通知による処理

ア 戸籍の附票システムを使用し、処理を開始する。

イ 附票データベースから本籍、氏名、生年月日等をキーに該当する附票を検索する。

ウ 入力画面から、原籍地市町村長からの通知に記載されている項目を入力し、附票データに記録する。

イ) 住民記録システムとの関係

現在、戸籍の附票の記載事項のうち、住所及び住所を定めた年月日は、本籍地と住所地が同一である場合には住民票の記載により、また、異なる場合には住所地市町村長からの通知により職権で記載されることになっている。

したがって、戸籍の附票事務をコンピュータ化した場合、住民記録システムの異動処理にともない、あるいは住所地市町村長からの通知により戸籍の附票システムを稼動することとなる。

コンピュータ処理する際の処理の流れは下記のとおりとなる。

① 住民記録システムの異動処理にともなう処理

ア 転入届、転居届又は職権により住民票の記載を行うため、住民記録システムを使用し、処理を開始する。

イ 入力画面から、転入届に記載されている項目、職権により記載すべき項目を入力する。

ウ 入力項目を法令等の面からチェックし、異動内容を住民記録データベースに記録する。

エ 住民記録データベースに記録するデータを基に、住民記録異動ファイルを作成する。

オ 住民記録異動ファイルを基に、戸籍の附票システムを使用し、異動内容を附票データベースに記録する。

② 住所地市町村長からの通知による処理

ア 戸籍の附票システムを使用し、処理を開始する。

イ 附票データベースから本籍、氏名、生年月日等をキーに該当する附票を検索する。

ウ 入力画面から、住所地市町村長からの通知に記載されている項目を入力し、附票データに追記又は更新する。

エ 住所及び住所を定めた年月日以外で通知の内容と戸籍の記載の内容が異なる場合には、住民基本台帳法第19条2項通知を作成する。

4. 【附票システム】のシステム化案

(1) 異動処理の方法

ここでは前段までの内容を踏まえ、附票を磁気テープをもって調製する方法、即ち附票事務をシステム化した場合の方法を考える。

今回作成したものは附票事務のシステム化の一実現方法であり、これが唯一の方法ではない。ここでシステム化案を作成した目的は、附票をコンピュータで処理できることを証明するのではなく、システム化において守られるべき事項の洗い出しにある。

7) 【附票システム】の処理形態

戸籍附票事務のシステム形態は、戸籍及び住民基本台帳のシステムとの関連をどう考えるかで異なってくる。

- ① 戸籍システムとの連動を考えた附票システム
- ② 住民記録システムとの連動を考えた附票システム
- ③ 附票を独自で考える附票システム
- ④ 戸籍システム、住民記録システムの双方との連動を考えた附票システム

上記①～③は2. (2)7) 戸籍附票事務の運用形態で述べた①～③の形態に各々当てはまる。本来であれば全部の処理形態でシステム化案を示すべきであろうが、今回は①～③の形態をすべて程度取り込んでいる④の形態のシステム化案を示すこととする。④だけを示す理由としては他にも次のものが挙げられる。

- ・戸籍附票のシステム化は現在法務省が進めている戸籍のシステム化に伴い発生したもので、その戸籍システムとの連動を考えなければならない。
- ・戸籍附票は戸籍と住民票の双方の異動により処理が起こるもので、単一の業務との連動では附票システムの性能が半減してしまう。

しかし、④の処理から戸籍システムとの連動を外したものが②の処理であり、住民記録システムとの連動を外したものが①の処理であり、双方との連動を外したものが③の処理であるといえるので、①～③の処理の流れは報告書から読み取ることが可能である。

4) 他システムとの連動における【附票システム】の範囲

附票事務のシステム範囲については3. (1)で述べたが、現行附票事務の中で他のシステムに係わる部分をどのように捕らえるかで【附票システム】の構成が変わってくる。構成が変わると言っても、3. (1)のシステムの範囲が変更になるのではなく、3. (1)で示した事務の一部を戸籍システムや住民記録システムに取り込むことにより、【附票システム】そのものの事務の数が変わるということである。

しかし、戸籍及び住民基本台帳に関する部分を各々のシステムで取り込めるかどうかは、法務省及び自治省の考えもあるので、本報告書で可能であるとは断言できない。しかしデータの有効利用及び使用者（運用）の使い勝手等、総合的にシステムを考えると、各システムで附票部分を取り込み、また、データを連動させた方がよいので、この考えに基づいたシステム化案を提案する。なお、住民記録システムとの連動は、本籍地と住所地が同一の者しか行えない。

り) 【附票システム】の仕様

実際にシステム化する際には種々の仕様書が必要になるが、ここでは最小限必要と思われるものだけを示す。また、今回はシステム化の方途を探るのが目的で、システムそのものの構築を考えるのではないから、内容も抽象化して記載する。

今回示すドキュメントは以下のものである。

I 戸籍・附票・住民記録システム関連図

II 附票項目一覧

III 附票処理パターン

III-1 戸籍システムでの附票処理

III-1-1 新しい戸籍を編製することによる附票の作成

III-1-1-1 同一本籍内で異動する場合（従前の附票が一部消除）

III-1-1-2 同一本籍内で異動する場合（従前の附票が全部消除）

III-1-1-3 他の本籍地から異動してきた場合（住所人）

III-1-1-4 他の本籍地から異動してきた場合（非住所人）

III-1-1-5 帰化等で住所、住定日が届書から確定できる場合

III-1-2 既存の戸籍へ入籍することによる附票の記載

III-1-2-1 同一本籍内で異動する場合（従前の附票が一部消除）

III-1-2-2 同一本籍内で異動する場合（従前の附票が全部消除）

III-1-2-3 他の本籍地から異動してきた場合（住所人）

III-1-2-4 他の本籍地から異動してきた場合（非住所人）

III-1-2-5 出生等で住所、住定日が届書から確定できる場合

III-1-3 戸籍の記載を変更したことによる附票の修正（氏名変更、管内転籍等）

III-1-4 戸籍から除かれたことによる附票の一部消除

III-1-4-1 他の本籍地へ異動する場合

III-1-4-2 死亡等で他への異動がない場合

※ 同一本籍地への異動はIII-1-1-1、III-1-2-1で示したとおり

III-1-5 戸籍から除かれたことによる附票の全部消除（管外転籍）

III-1-6 戸籍から除かれたことによる附票の全部消除（管外転籍以外）

III-1-6-1 他の本籍地へ異動する場合

III-1-6-2 死亡等で他への異動がない場合

※ 同一本籍地への異動はIII-1-1-2、III-1-2-2で示したとおり

III-2 住民記録システムでの附票処理

III-2-1 住民基本台帳法に基づく届出による附票の修正

III-2-1-1 本籍地に転入してきた場合

III-2-1-2 本籍人である住所人が転居等をした場合

III-2-2 職権での住民票修正による附票の修正（住所人が本籍人の場合）

III-2-3 住民基本台帳法に基づく届出又は職権での住民票修正による附票の修正（附票が改製される場合）

III-3 附票システムでの附票処理

III-3-1 附票修正処理

Ⅲ-3-1-1 住民基本台帳法の通知による附票の修正

Ⅲ-3-1-2 住民基本台帳法の通知による附票の修正（附票が改製される場合）

Ⅲ-3-2 証明書発行処理（附票・除票・改製原附票（一部証明、全部証明））

Ⅲ-3-3 各種帳票出力処理

1) システム化後の改製について

改製については2.(3)で述べたとおりであるが、システム化においては附票を磁気媒体で管理するため記載欄の満欄が考えにくいこと、附票の汚損及びき損があり得ないことから、厳密に言えば現行の可視台帳上の改製はシステム化において発生しないことになる。

しかし改製がないとすると、附票の証明書ではすべての住所履歴が出力されるため、2.(3)の意見でもあったとおりその是非が問題となってくる。今回はとりあえず現行と同じ方途を残すこととし、住所の履歴回数がある規定回数を越えたら改製と同じ扱いをするということとしている。

一例として、履歴回数が5回を越えたデータが改製の条件に合致すると仮定し、【別紙】にシステム化での改製方法を2つ示す。

① 附票にいる者の1人を改製することで全員が改製となる方法

② 改製の条件にあった者だけを改製する方法

以上のように、システム化でも改製はある得ると考えるべきとは思いますが、改製のきっかけをどうするのかは、自治省及び法務省の意見を待たなければならないと考える。

(2) データ保護と安全対策

1) データ保護と安全対策の概要

当初、コンピュータによる情報処理システムは、コンピュータの四則演算機能、比較機能、記憶機能を利用したバッチ処理システムとして導入されてきた。さらに現在では、通信回線を利用したオンライン処理システムへの移行が進んでいる。

オンライン処理システムでは、データを記憶しておくファイルが集中化・大量化し、災害や故意・過失等の発生により、コンピュータによる情報処理システムが停止すると、行政サービスの停滞等、その影響は非常に大きなものとなる。

そのため、システム開発においては、信頼性の高いデータ保護と安全対策を講ずることが求められている。

① データ保護と安全対策の必要性

コンピュータによる情報処理システムの停止による影響のほか、データ保護と安全対策を必要とする主な要因は次のとおりである。

ア 集中化、大容量化したデータファイルが壊されると、その再生に多大な時間と経費が必要となる。

イ 通信回線の利用やネットワーク化は、盗聴などの外部から介入されやすくなるため、犯罪や事故の可能性が増大する。

ウ オンライン処理システムでは、文書決裁等のチェックが行われないうまま処理が完結するため、故意による情報操作が容易となる。

エ オンライン処理システムでは、端末装置が分散配置されるため、その管理が十分に行えなくなる。

オ オンライン処理システムは、多数のプログラムが組み合わさって稼動しており、システムが巨大かつ複雑になってきている。そのため、設計者等、特定の者しかシステムの維持ができなくなりやすく、障害時の復旧も時間がかかるようになる。

1) データ保護対策

データ保護の目的は、データの正確性の確保、データの漏洩・損失・き損・改ざんを防止するとともに、火災や地震等の災害からデータを守ることにある。ここでは、運用管理面とソフトウェアから見たデータ保護対策について整理することとした。

① 運用管理面からのデータ保護対策

ア 入出力情報及び媒体の管理

- i) 入力原票の受け渡しでは、受け渡し票により、原票の枚数、相手の氏名等の記入を確認する。
- ii) 出力帳票は、配付先、部数等を一覧表にしておくとともに、受け渡しは、受け渡し票による確認のほか、特異な帳票については受領者を指名する。
- iii) 定期、あるいは日時が指定された出力帳票が、その指定どおりに出力されないときは、その原因を調査する。
- iv) 入出力帳票は、その保存期間を定めるとともに、廃棄するときは、シュレッダーの使用や焼却等の方法により復元できないようにする。
- v) 未使用の入出力帳票の保管は、定期的に在庫管理を行い、不正使用や不足による処理の遅延を防止する。
- vi) 帳票や磁気テープ等の出力媒体を外部に持ち出すときは、業務担当部門の承認の上、貸出期間等を記入した貸出票を作成し、変換等の管理をする。
- vii) 入力原票から出力帳票の利用、廃棄までの一連の手続きは、帳票の流れ図等により、必ず明確にしておく。

イ データベース（一般常駐ファイルを含む）の管理

- i) 特定のパスワードまたはIDカードを登録し、権限のない者が端末装置によるデータベースのデータの操作ができないようにする。
- ii) データベースにどのような情報がどのような状態で保管されているかを、特定の者以外には秘密にしておく。
- iii) 暗号等を使用し、データの内容を特定の者以外に理解できないようにする。
- iv) リカバリ対策として、データベースの世代管理や二重管理をしておく必要がある。

ウ ドキュメント（システム設計者）の管理

- i) 記入方法の標準化を図るとともに、管理体制を一元化する。

- ii) 外部への持ち出しは、貸出方法等の手続きを明確にする。
- iii) システムの変更等によるプログラムの修正が発生したときは、プログラム仕様書の訂正等、ドキュメントの内容を最新の状態にあわせておく。
- エ オペレーション（機器操作）の管理
 - i) オペレータが的確に操作できるように、操作手引書（操作手順・異常時の対処の方法及び報告事項、完了時の報告事項等）を作成する。
 - ii) オペレータが適切に処理できるように、作業指示書（ジョブ名、処理日、使用ファイル、入出力帳票、手順等）を作成する。
 - iii) オペレータの教育訓練を行うとともに、職員の健康管理に留意する。
 - iv) オペレーション作業の標準化、簡略化を図る。
- オ 電子計算機室等の入退室管理
 - i) 入室の許可を受けない者が入室できなようにする。
 - ii) 電算担当課職員以外の入室許可者の入退室の管理を行う。
 - iii) 部外者の入室には、電算担当課職員が必ず立ち会う。
 - iv) オペレーションは、複数の職員で行う。
 - v) 夜間等の無人時には、不用な者が入室できないようにする。

② ソフトウェアによるデータ保護対策

運用管理面以外のシステム設計時に、データ保護のチェックをソフトウェア（プログラム）で行う方法を紹介する。

ア オペレーティングシステム

- i) 管理プログラムのデータ保全機能により、あるプログラムが他のプログラムに干渉したり、変更したりできないようにする。
- ii) パスワードの設定時に更新不能のパスワードを付加して、情報の改ざんを防止する。
- iii) データベース等のファイルにアクセスしたときに記録するロギング機能を使用し、問題が生じたときの解決の手がかりを確保する。
- iv) 管理プログラム（オンライン制御、システム制御、保全管理、運用管理、データ管理等）の機能を有効に活用する。

イ プログラミング

プログラム上の障害としては、プログラミングの誤修正、本番データの破壊、不注意によるミス等がある。この対策として、構造化プログラミング（モジュール化）の採用、トップダウンプログラミングの採用等が挙げられる。

ウ システムの稼働テスト

プログラミングのミスや誤データの混入等によるデータの破壊を防止するには、十分なテスト計画やテスト（システムの運用テスト）が必要である。

エ システムの保守

稼働後にシステムの修正や変更があったときは、ドキュメントの内容を最新の状態に合わせておくとともに、十分にシステムの運用テストを行う必要がある。

カ) 安全対策実施上の留意点

① 安全目標の明確化

コンピュータによる情報処理システムを取り巻く危険を防止する、絶対かつ確実な方策はあり得ないといえる。そのため、障害の発生に伴う損失や許容できるダウン対策などを、量的に表示した目標安全、あるいは、最低維持すべき機能やデータ、プログラムなどを、定期的に記述した目標安全度を設定し、安全対策を講ずることが求められている。

② 重点的な安全対策の実施

安全対策は、多くの費用や手数などを必要とする。しかし、いかなる危険によって、どの程度の損失を被るかを分析し、必要最小限の対策は講じなければならない。それには、滅多に生じない大きな災害はもちろん、日常生じやすい小さな事故やミス、エラー等についても十分に考慮する必要がある。

③ 安全対策に対する継続的な関心と努力

安全対策の前提となる危険や対策による効果の予測は、十分に把握されていない。コンピユータ情報処理システムの内外環境も常時変化している。また、従事職員が運用管理を十分に認識していないと、安全対策に対する意識を低下させてしまう。したがって、安全対策の実効を維持していくためには、安全対策を定期的に見直すとともに、必要に応じて改善していく必要がある。

④ 組織的な安全対策の確立

安全対策は、様々な手段を組み合わせることで初めて実効あるものとなる。それには、対策に投じる予算措置、関係法規の整備など、組織をあげての対策が必要となる。従事職員のデータ保護や重要性に対する自覚や認識をはじめ、管理者の積極的な指示と理解がなければ、安全対策を確立することは難しくなる。

⑤ 従事職員に対する管理の適正化

いかに精巧にできている装置や設備も、最終的には人間の操作や管理手続きに依存することになる。また、危険が生ずるのも人間の行動に起因するものがほとんどであり、安全対策の実効を確保する上で、従事職員の意識と行動は、大きなウェイトを占めている。したがって、職員の適材適所という人事管理面での配慮とともに、従事職員に対しては設備や装置の操作、運用管理手続きの習熟、倫理観の高揚を図るために、計画的、体系的な教育や研修が必要となる。

⑥ 応急対策及び復旧対策の重要性

地方公共団体の事務処理において、長期にわたるシステムの停止やデータ等の損失は許されない。このため、災害や事故が発生した場合は、その被害を最小限に抑え、業務を速やかに正常に戻す必要があり、応急対策や復旧対策が極めて重

要となる。

1) 機器の安全対策

機器の安全対策については、通産省の「電子計算システム安全対策」がひとつのチェックの指標として作成されている。この基準は、保護される対象ごとに項目化し、それぞれ対策内容と三段階の基準が列挙されているので、これを参考としてシステムの特性に応じた最も有効な組み合わせ、選択を行う必要がある。

① 機器構成

処理が停止することによって、非常に大きな影響をもたらすときは、早期リカバリあるいは瞬時に他のシステムが代替できるような構成にする必要がある。

② 設備

ア 共通事項

- i) 防災設備の完備及び防災体制を確立する。
- ii) 設備の現状を把握する。
- iii) 保守点検を実施する。
- iv) 保守作業スペースを確保する。

イ 建築物

- i) 防水、耐震設備を完備する。
- ii) 延焼遮断設備を完備する。
- iii) ガラスの飛散を防止する。

ウ 電子計算組織室

- i) 避難通路、非常口を設置する。
- ii) カーテン等の不燃化物、防火設備を完備する。
- iii) 静電気を帯びる物を設置しない。
- iv) 侵入の防止設備を完備する。

エ 電子計算組織

- i) 転倒防止を図る。

オ データ等の保管室

- i) キャビネット等の施錠のできる保管庫に保管する。
- ii) 磁界の影響を受けないような措置を講じる。

カ 電源室、空気調整室

- i) 消火器を設置する。

キ 電気設備

- i) 電子計算機の起動電流を考慮して、電源の容量を考慮する。
- ii) 負荷変動の激しい機器との共用を避ける。
- iii) 電流の遮断防止設備を完備する。
- iv) 無停電装置を完備する。

ク 空気調整設備

- i) フィルターや電気集塵機等により、電子計算機室内の空気中に埃や有毒ガスが混入することを防止する。
- ii) 本体及び周辺機器の発熱容量を考慮し、余裕を持った機器を設置する。

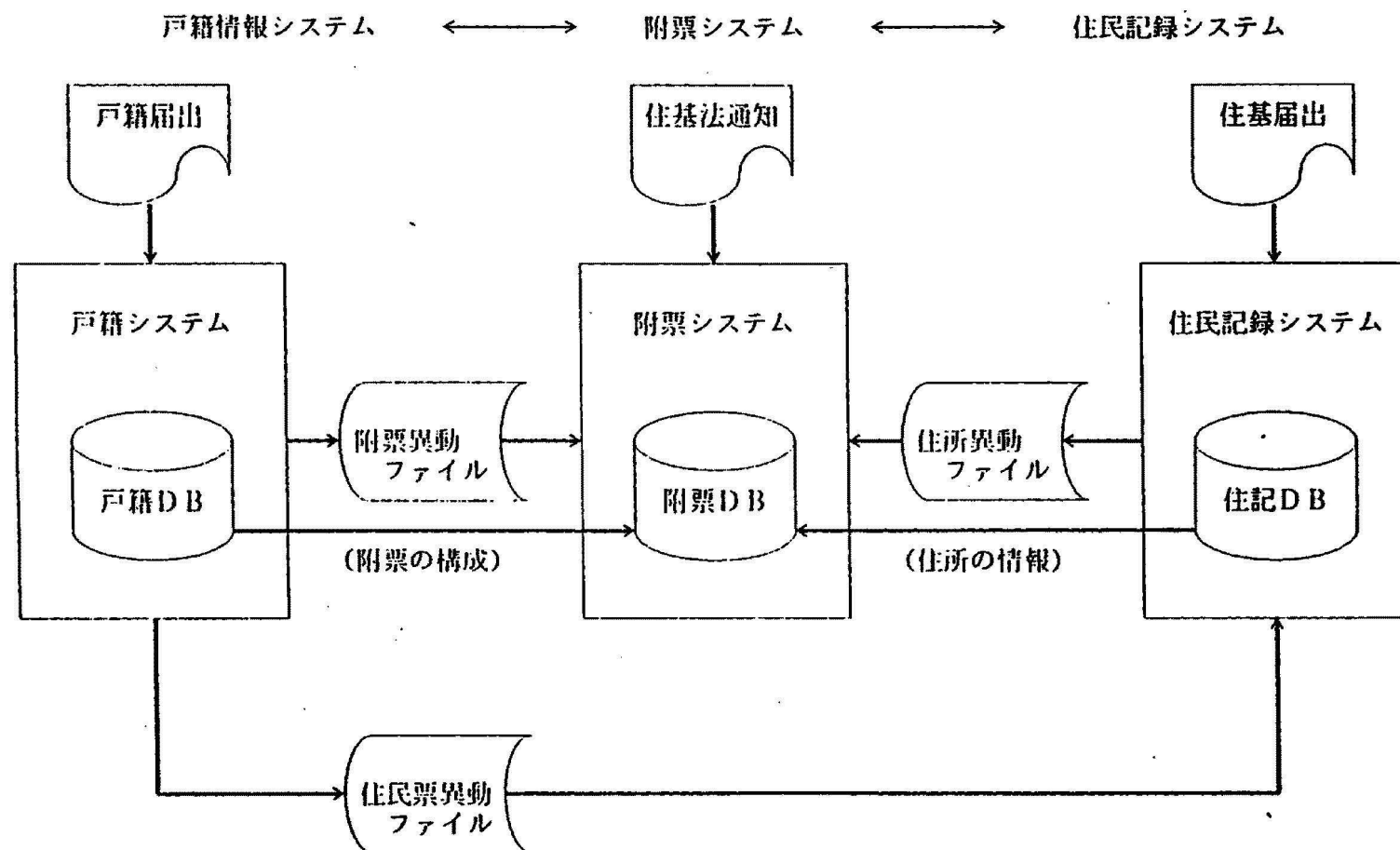
わ) コンピュータシステム停止時の対策（ダウン対策）

十分に考慮した安全対策を施してもなお、システムのトラブルを完全に避けることはできない。たとえ、可能性は少ないとしても、コンピュータシステムが全く停止してしまうという事態も想定しておかなければならない。このような場合、オンラインサービスを前提とした窓口をはじめとして、組織全体に大きな混乱が生じかねない。そこで、トラブルに応じた段階的な対処策をマニュアル化しておくなど、混乱を最小限に抑えるための工夫が必要となる。

多くのオンライン実施団体では、「ダウン対策マニュアル」、「バックアップ手順書」、等の呼称で、システム停止時の運用方法の取り決めを行っている。それらの中から、特に重要と思われる事項を以下に提示することとする。

- ・ サービス窓口、コンピュータ所管部署の双方に連絡責任者を置き、緊急時の連絡体制を一本化する。なお、専用の連絡手段を確保し、必要なときに即座に連絡がとれるようにしておかなければならないこと。
- ・ トラブル時の説明の方法など、来客に対する対応を決めおくこと。
- ・ トラブル時の分担を決めておくこと。たとえば、業務運用担当（手処理、窓口説明等）、復旧担当（連絡、機器操作等）、状況記録、報告担当など。
- ・ トラブルに応じた復旧の方法を洗い出しておくこと。

この他に、特にコンピュータ所管部署では、コンピュータメーカー、保守担当業者、電力会社、通信業者（N T T）等との連絡網を整備して、早期の原因発見と復旧が行える体制を整えておくことが肝要である。



戸籍情報システム：戸籍の処理、附票異動ファイルの作成、住民票異動ファイルの作成

住民記録システム：住民票の処理、住所異動ファイルの作成

附票システム：附票の処理、各異動ファイルの取り込み

4. (1) Ⅱ	附票項目一覧	頁 数 1 / 1
-------------	--------	--------------

1. 附票データベース項目

〔附票管理データ項目〕

No.	項 目 名	項目長	コード化の有無	備 考
1	附票番号	9 (9)	無	戸籍番号と同一番号を使用する
2	附票作成日	9 (8)	無	附票が作成された日
3	附票作成区分	9 (1)	有	1 : 戸籍編製での作成 2 : 改製による作成
4	附票除票日	9 (8)	無	附票が消除された日
5	附票除票区分	9 (1)	有	1 : 消除 2 : 転籍消除 3 : 改製消除
6	本籍	K (5 0)	無	
7	筆頭者	K (3 0)	無	

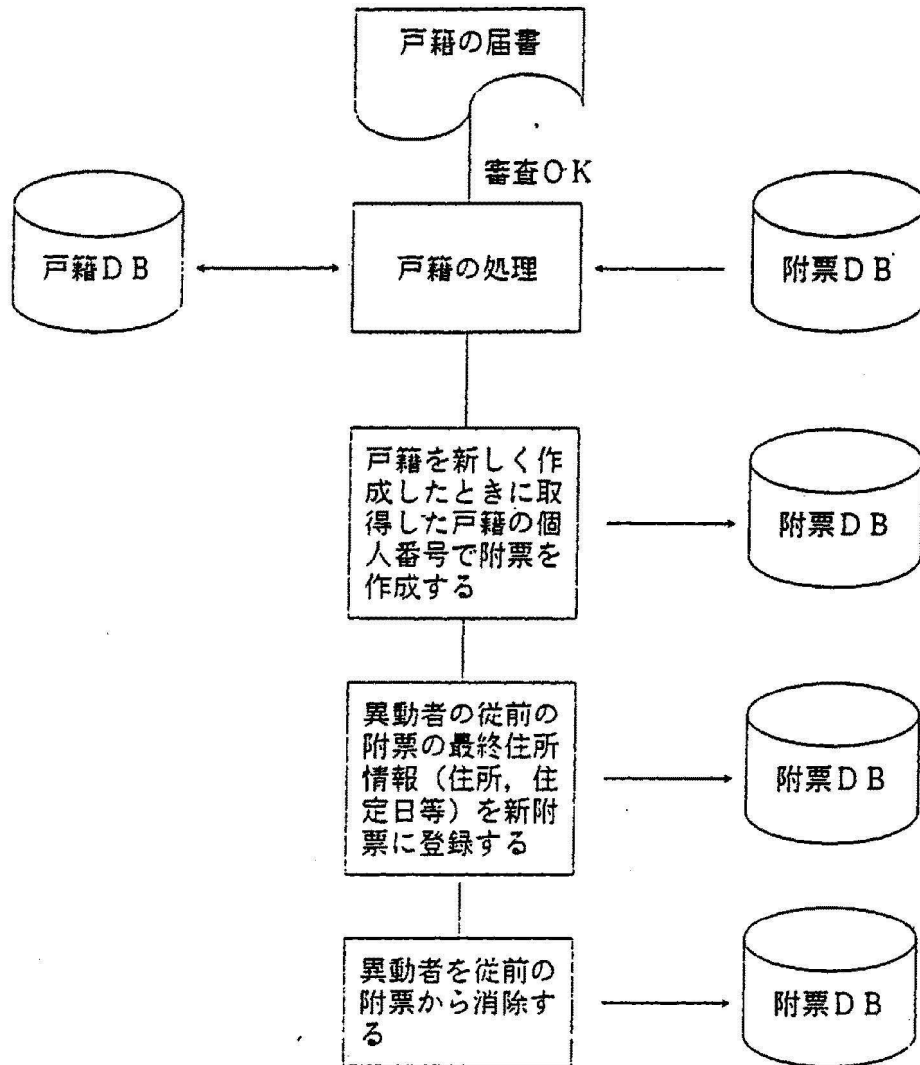
〔附票データ項目〕

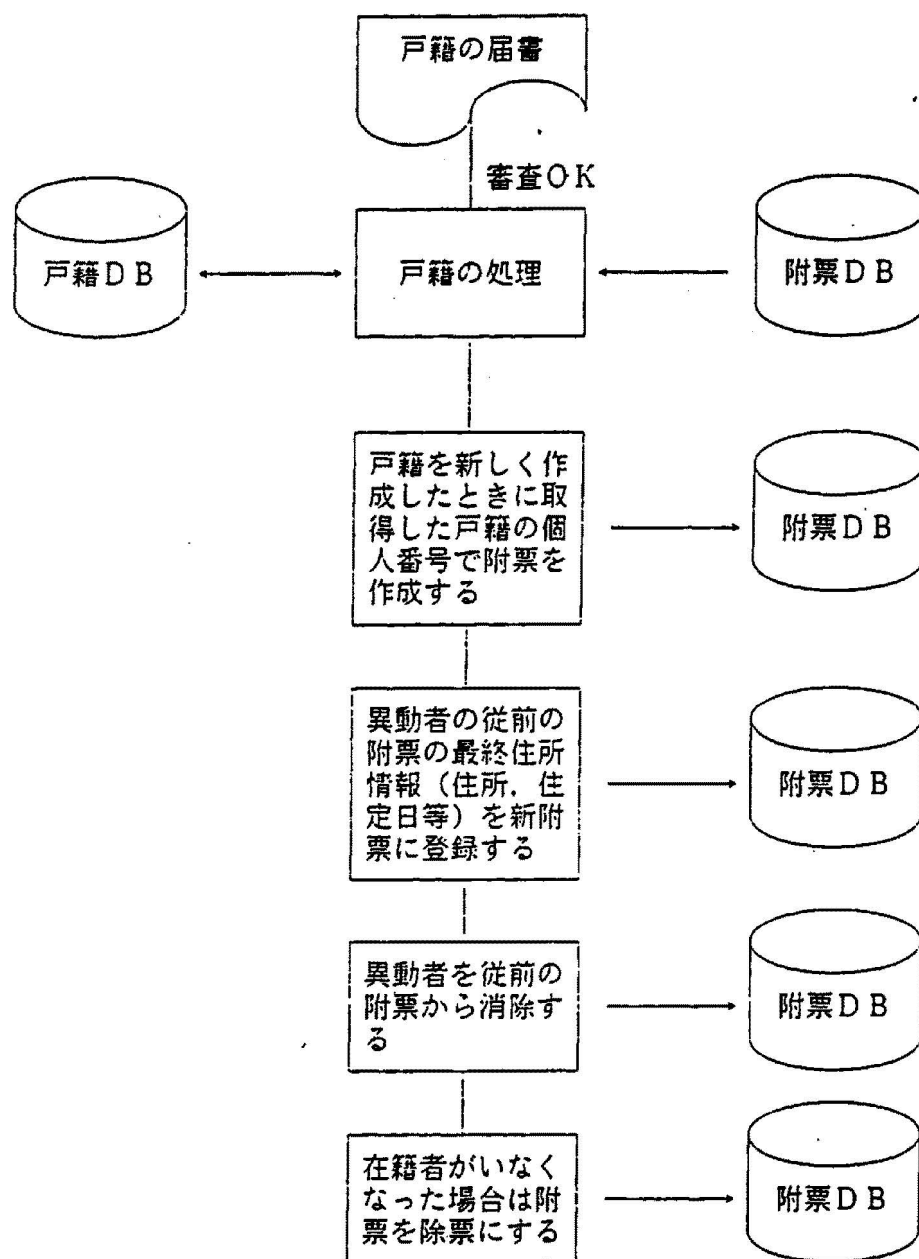
No.	項 目 名	項目長	コード化の有無	備 考
1	附票番号	9 (9)	無	附票管理データと結び付ける番号
2	戸籍個人番号	9 (1 0)	無	戸籍データベースと結び付ける番号
3	住記個人番号	9 (1 0)	無	住記データベースと結び付ける番号
4	住所履歴番号	9 (2)	無	D Bの種別によっては不要項目
5	現除区分	9 (1)	有	1 : 現住所 2 : 消除住所
6	作成日	9 (8)	無	住所が記載された日
7	住所	K (5 0)	無	
8	方書	K (5 0)	無	
9	住定日	9 (8)	無	
10	消除日	9 (8)	無	住所が消除された日

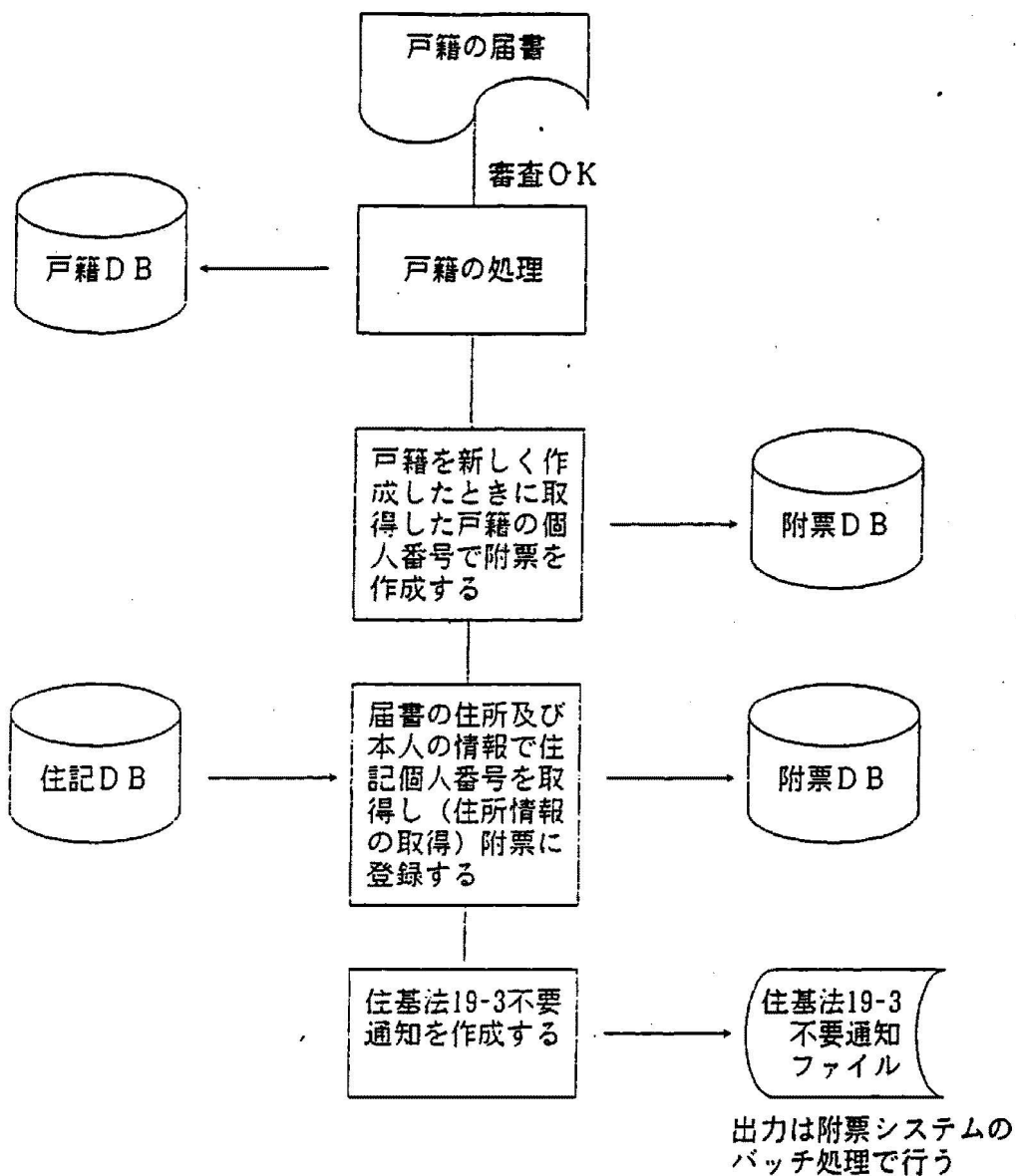
住民基本台帳法第17条で規定されている項目（本籍、筆頭者、氏名、住所、住所を定めた年月日）以外はシステム化に伴い必要となる項目である。上記項目は附票データとして必要なものを示したのであり、附票データベースに必ず持つということではない（戸籍データベース、住記データベースで持っても構わない）。

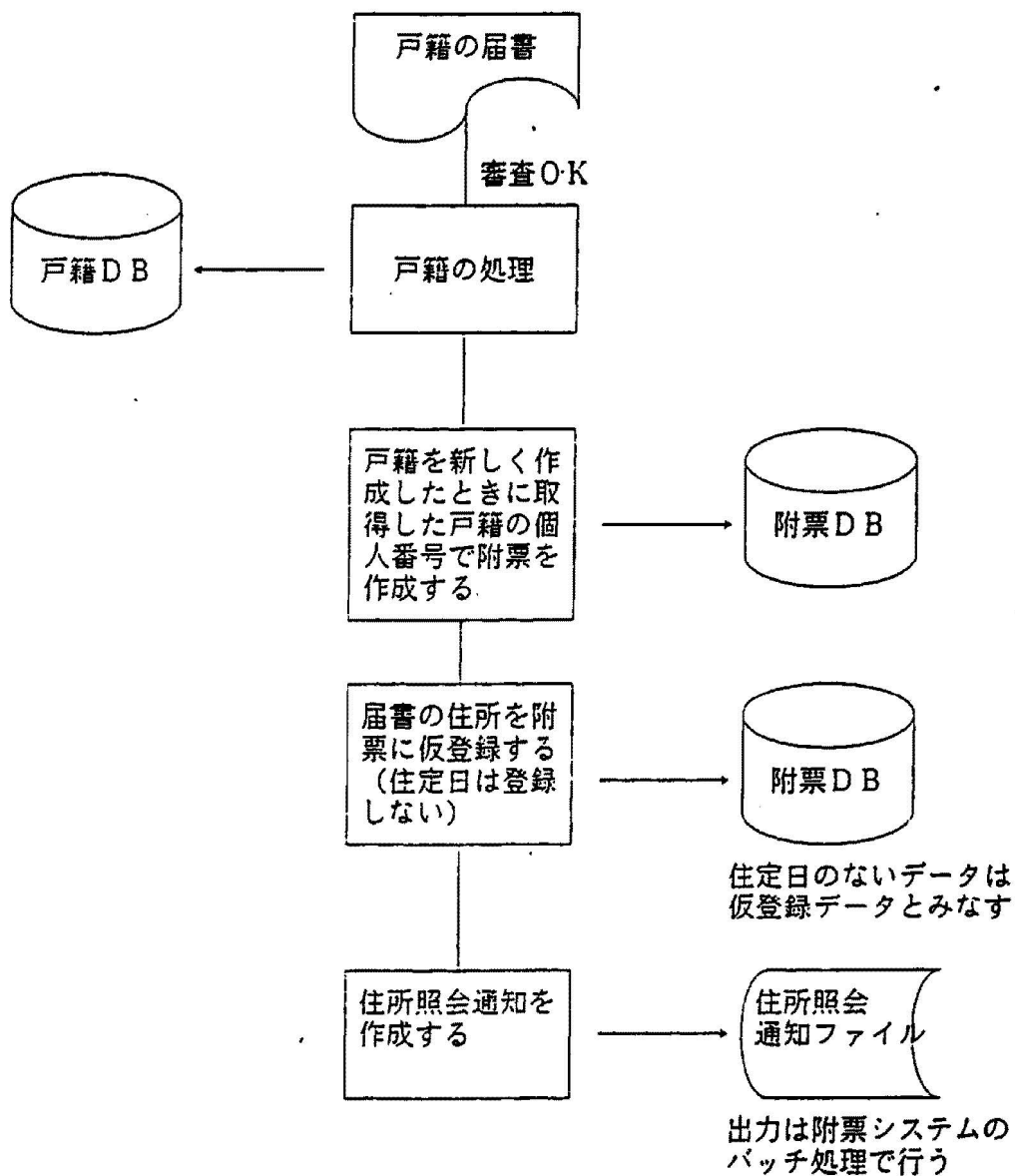
データベースの種別は問わない。

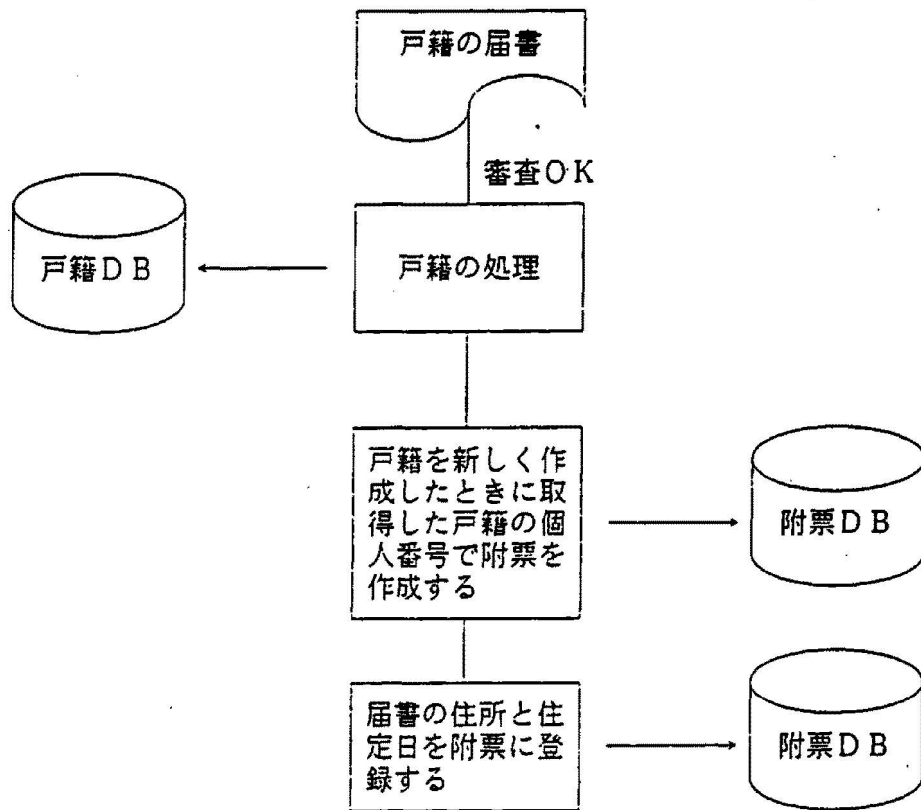
項目長、コード化の有無はシステムの内容により変更可能である。

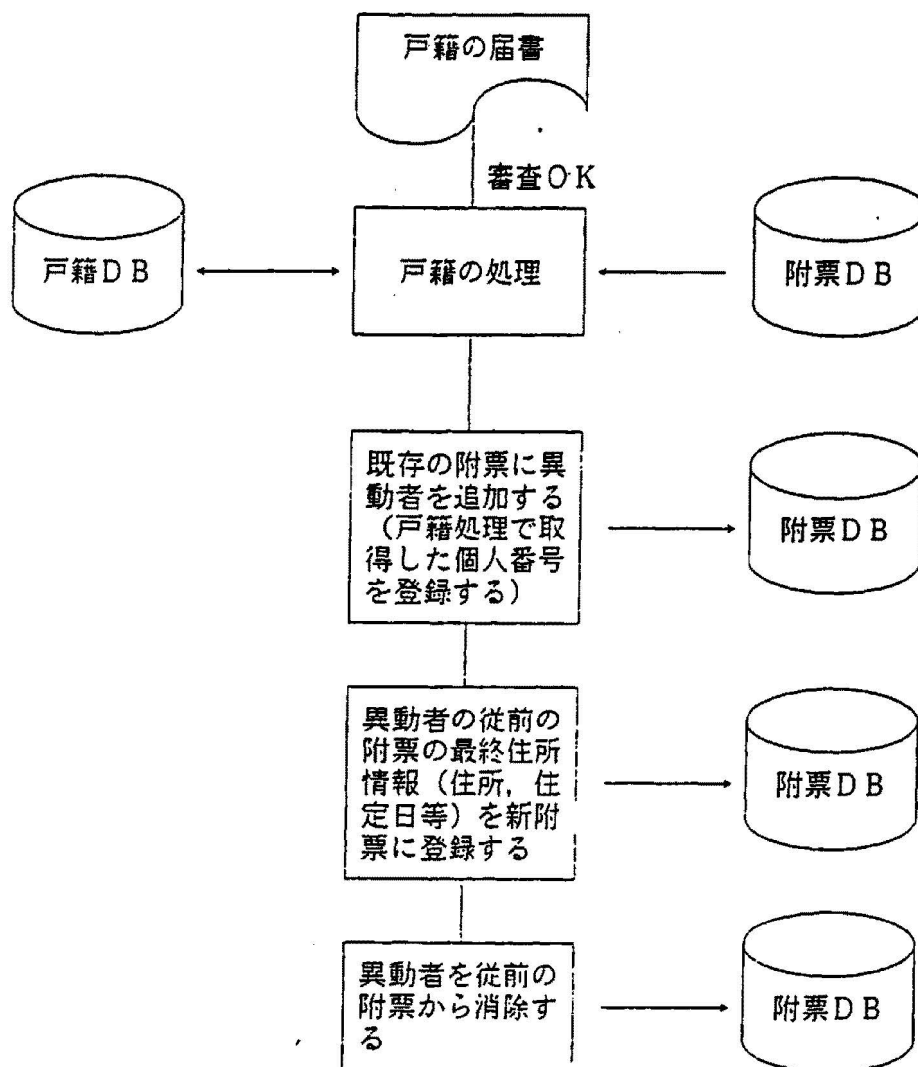


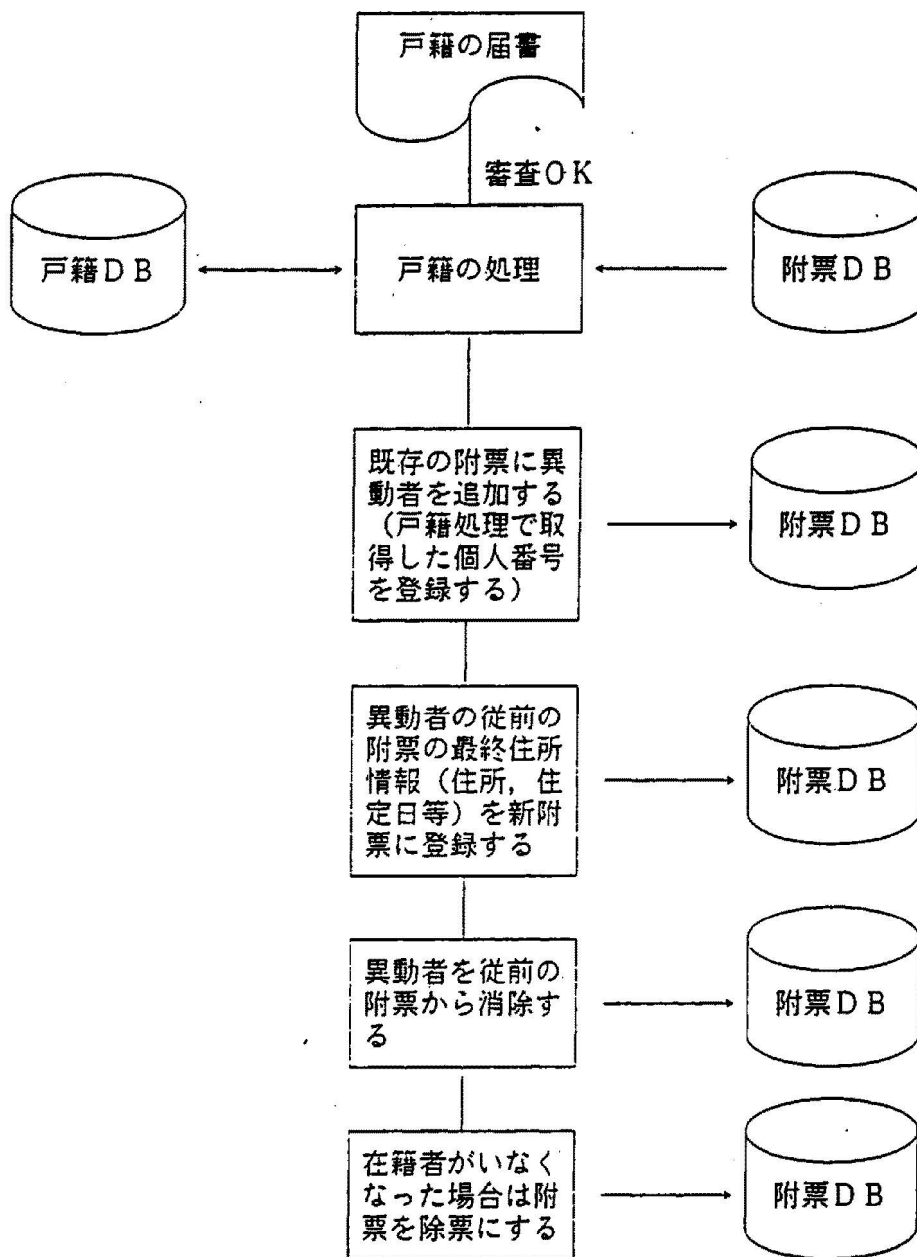


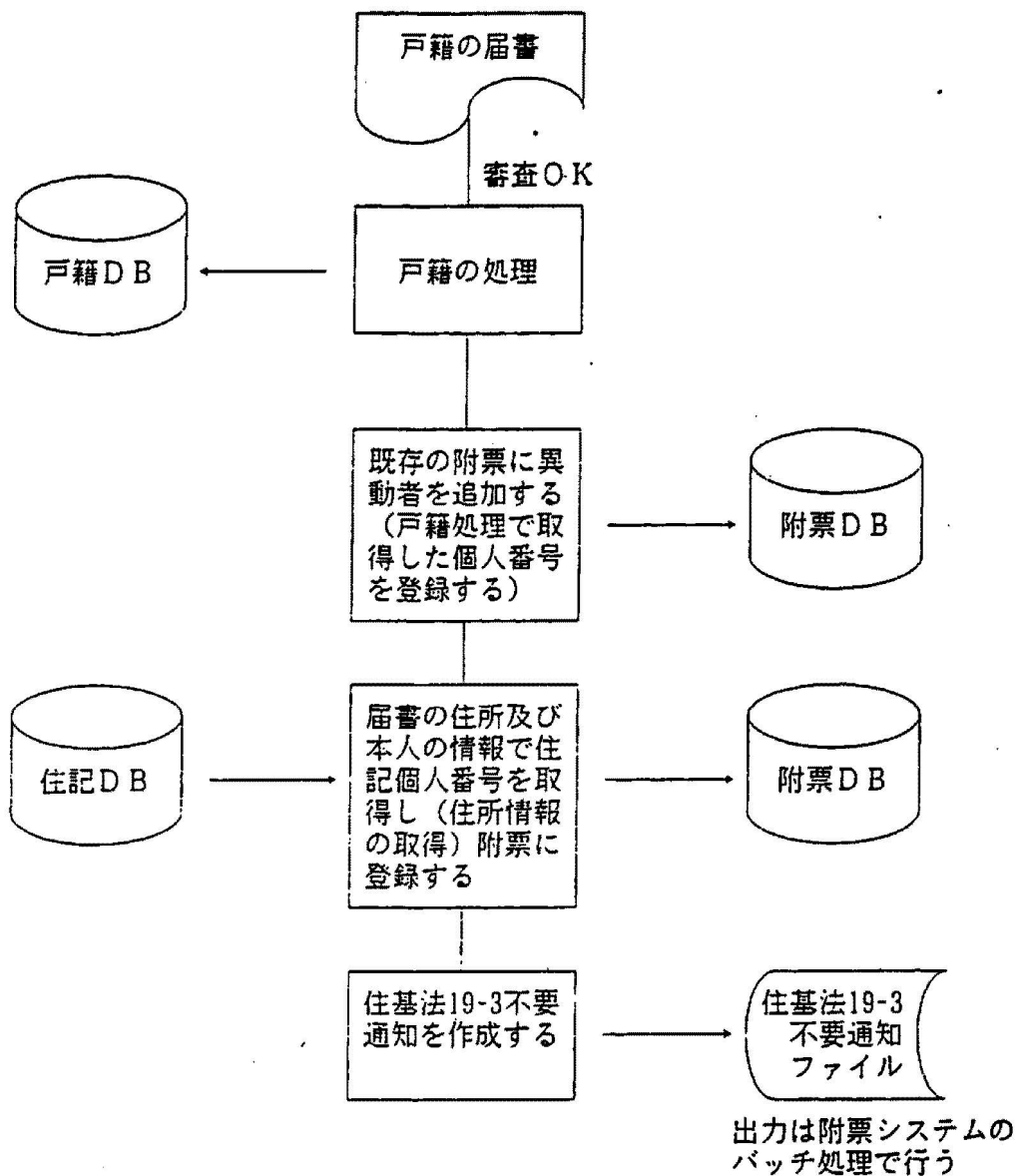


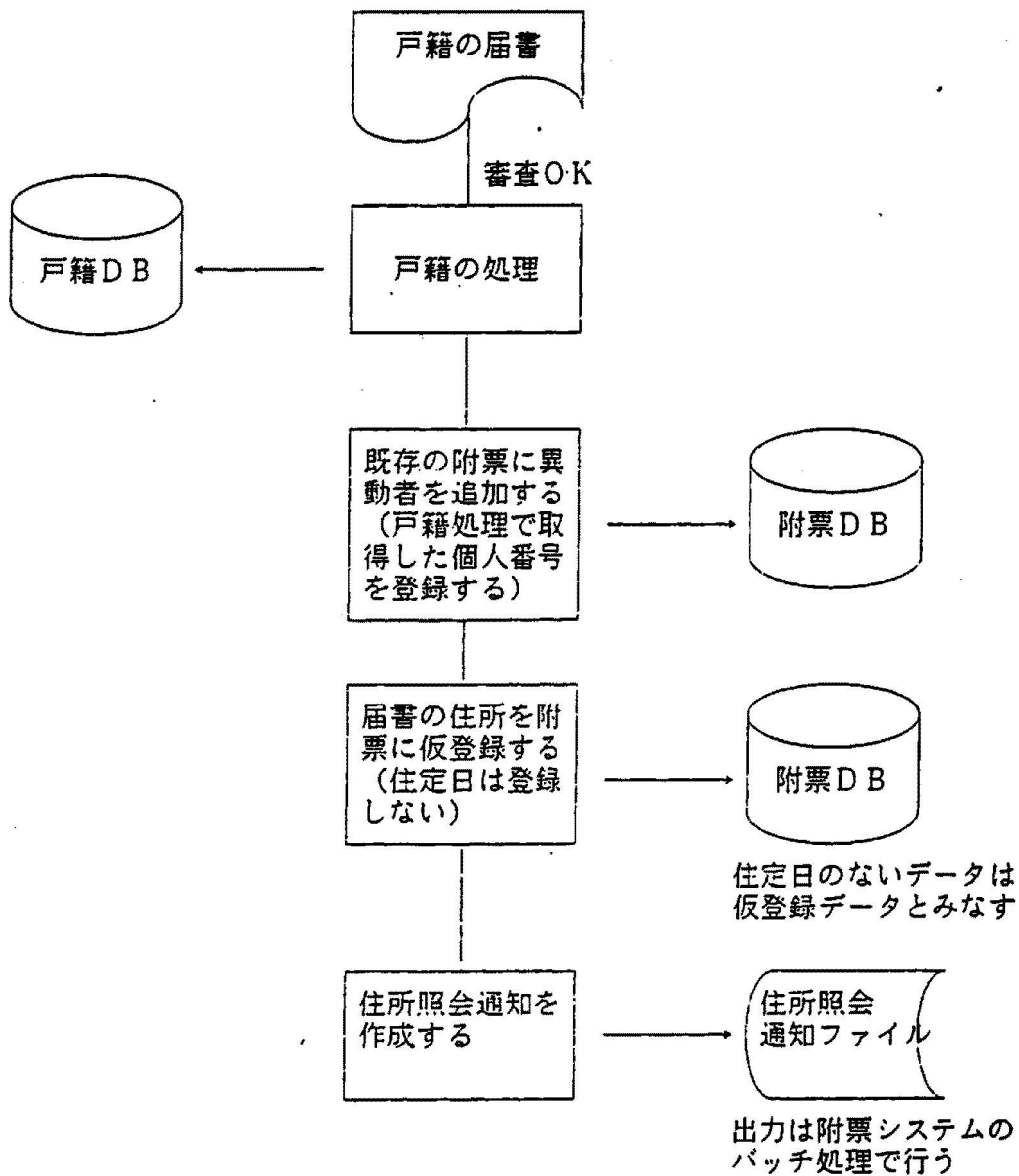


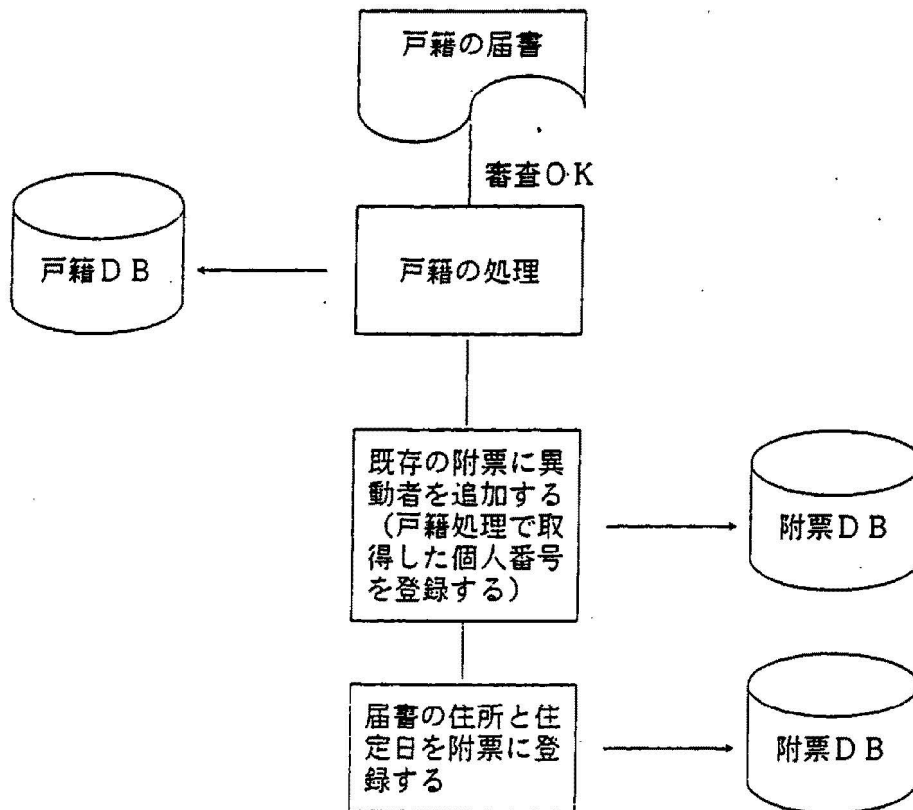


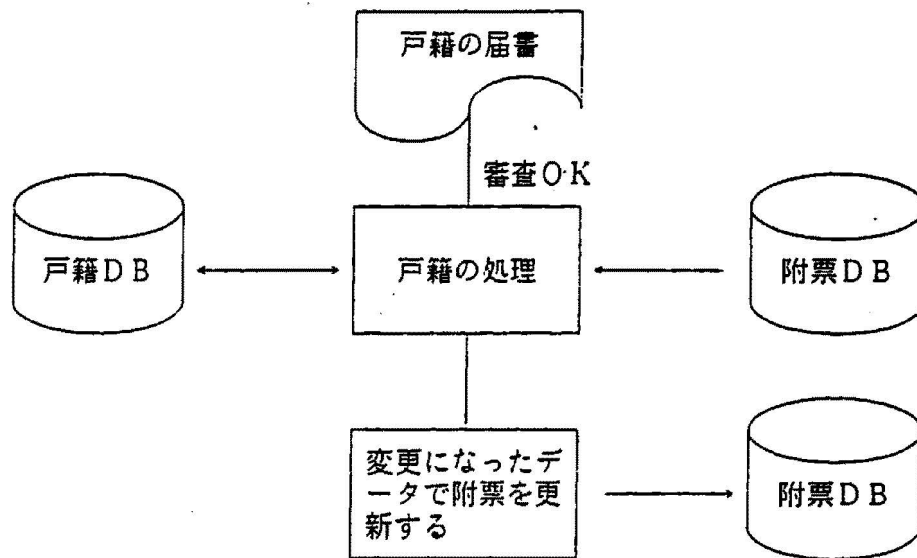


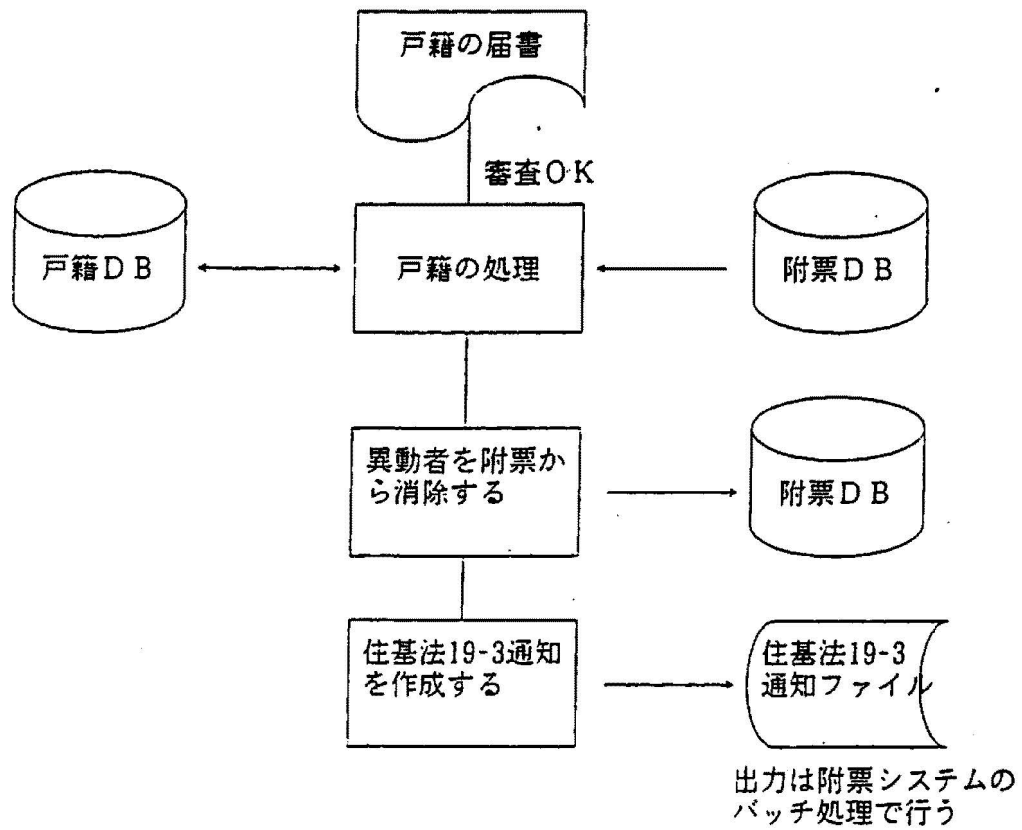


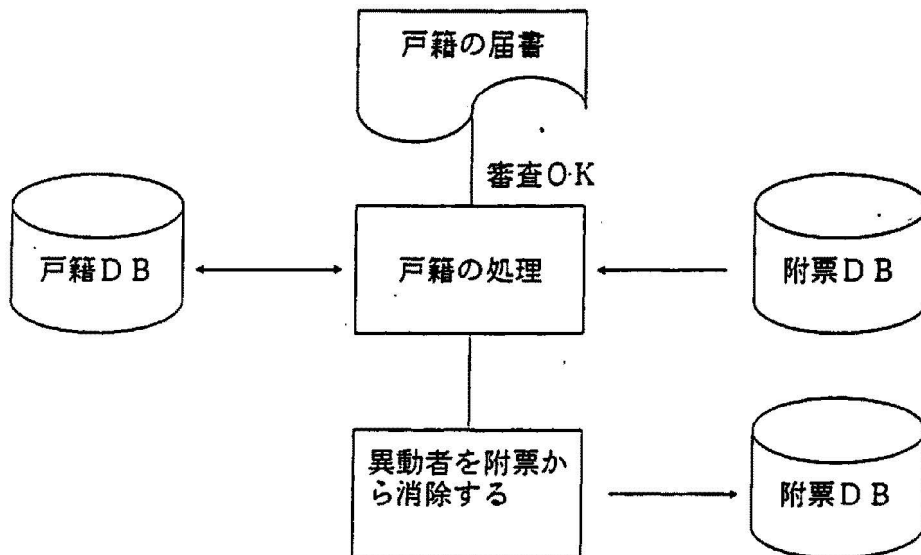


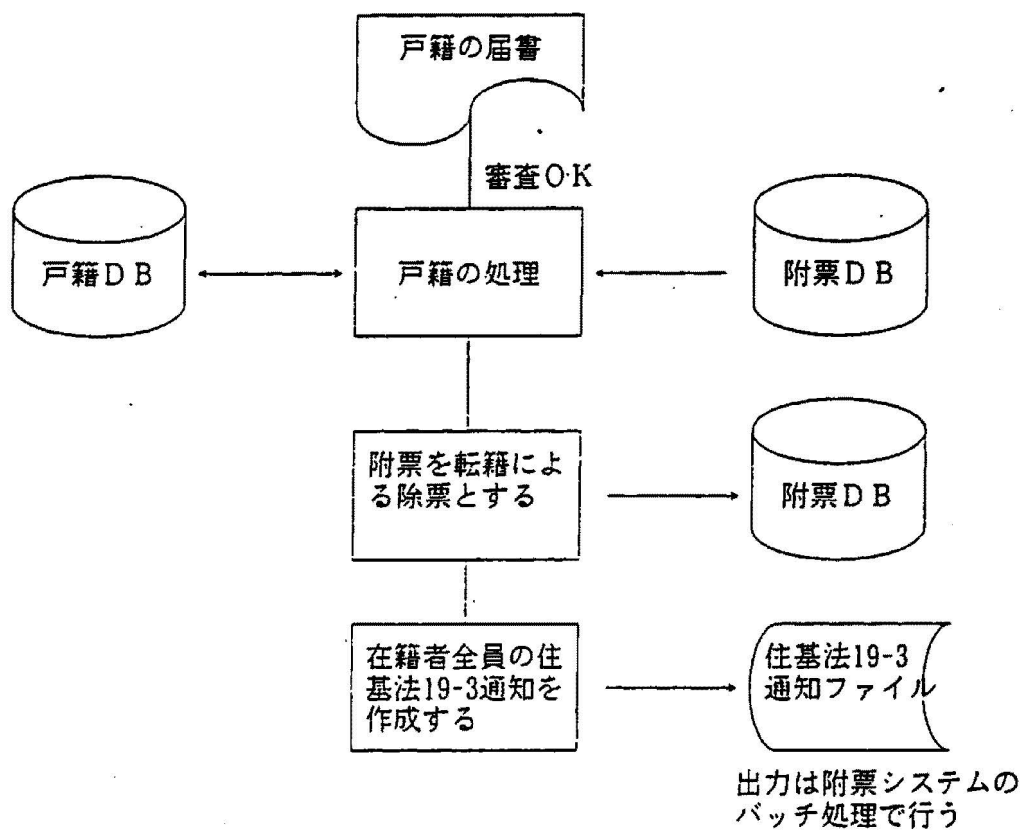


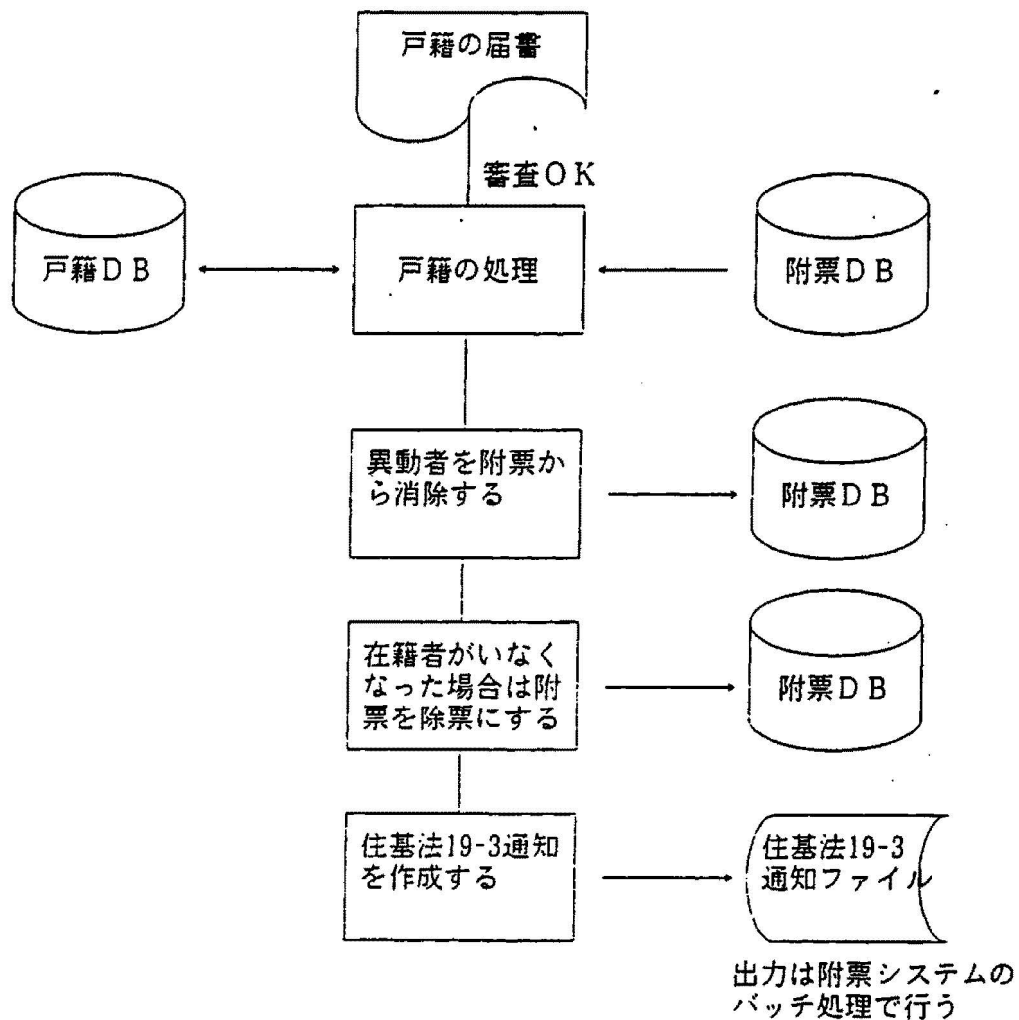


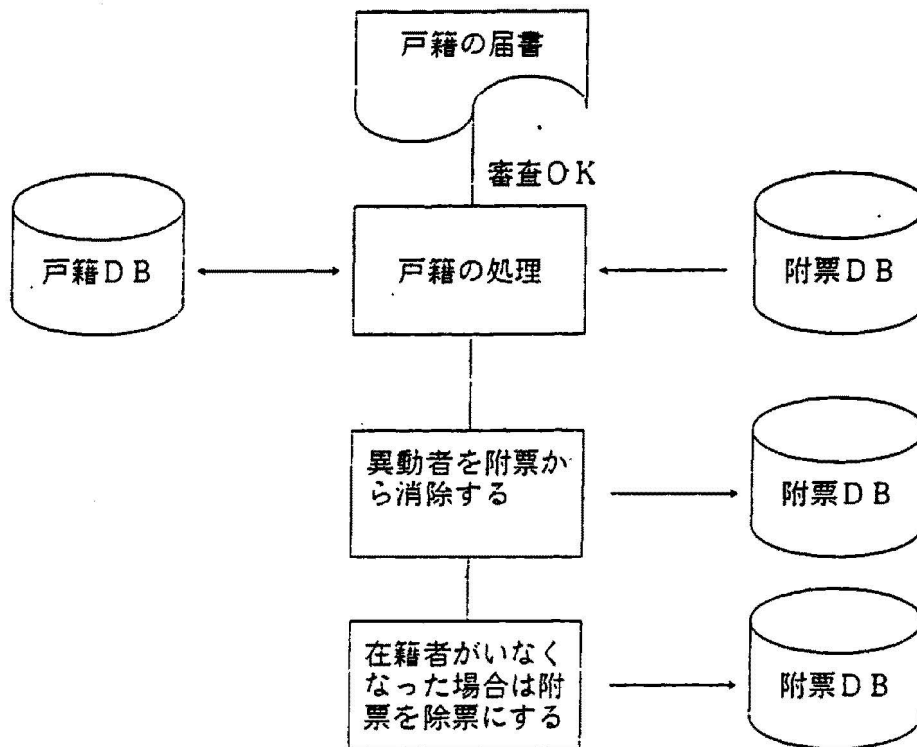


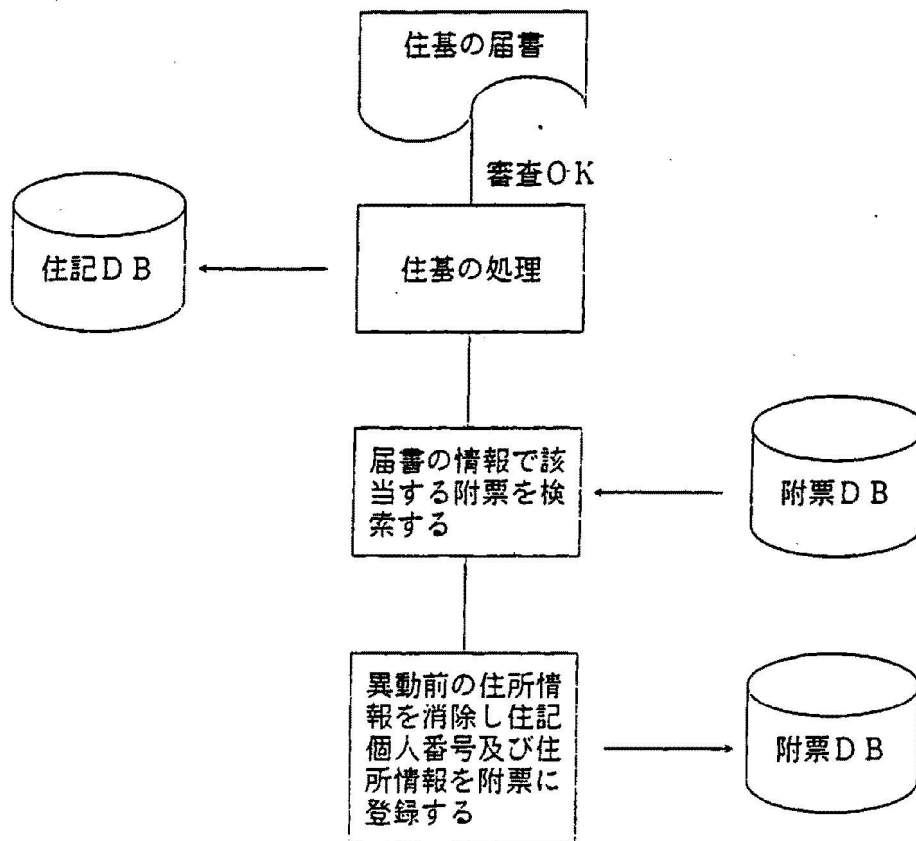


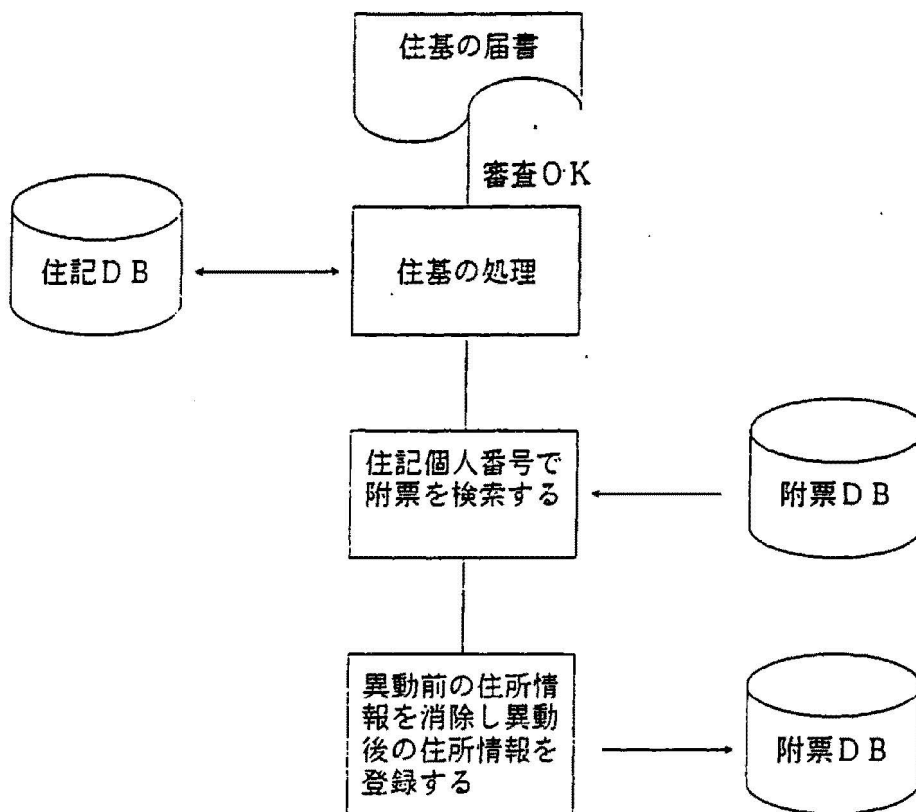


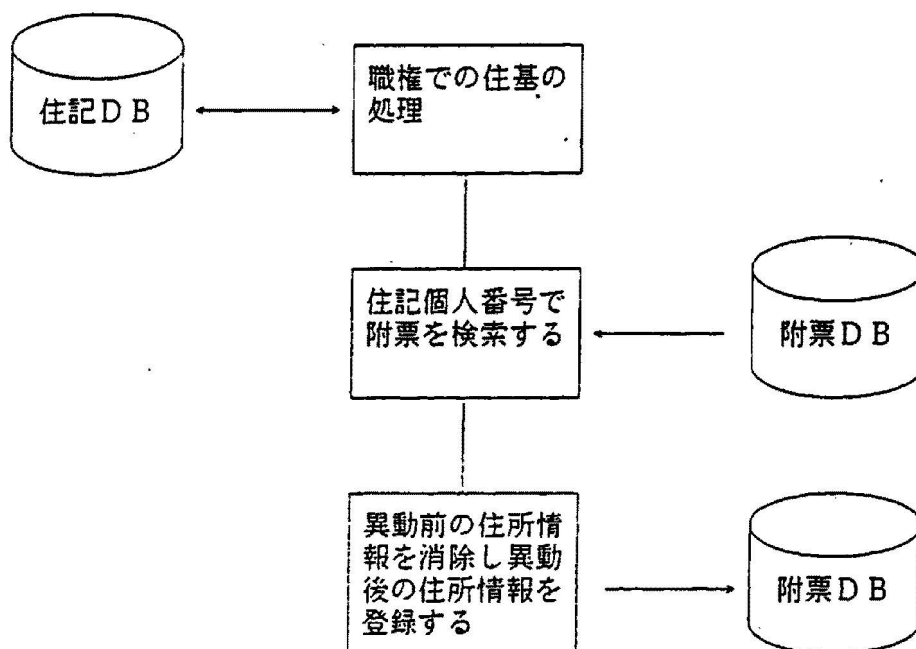


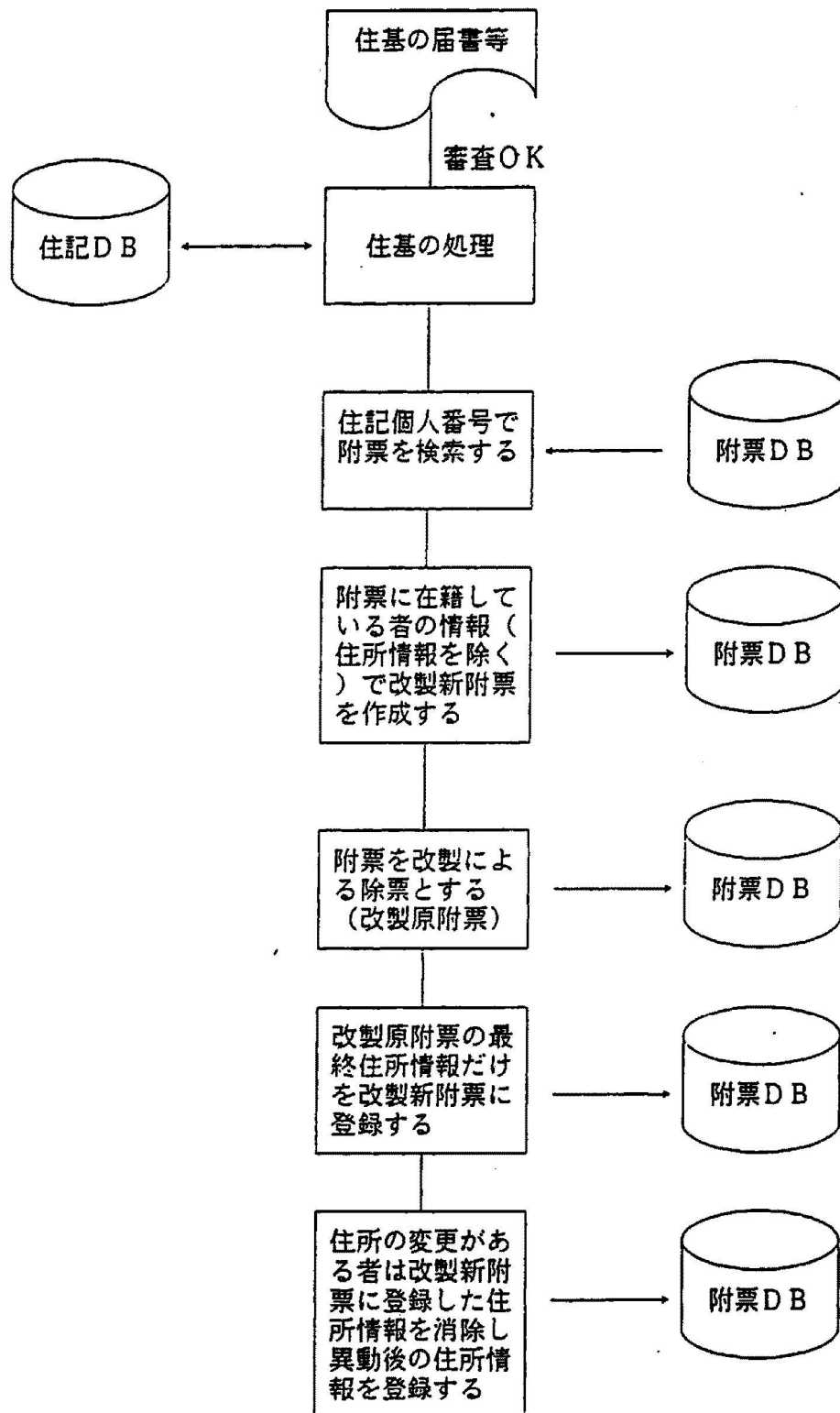


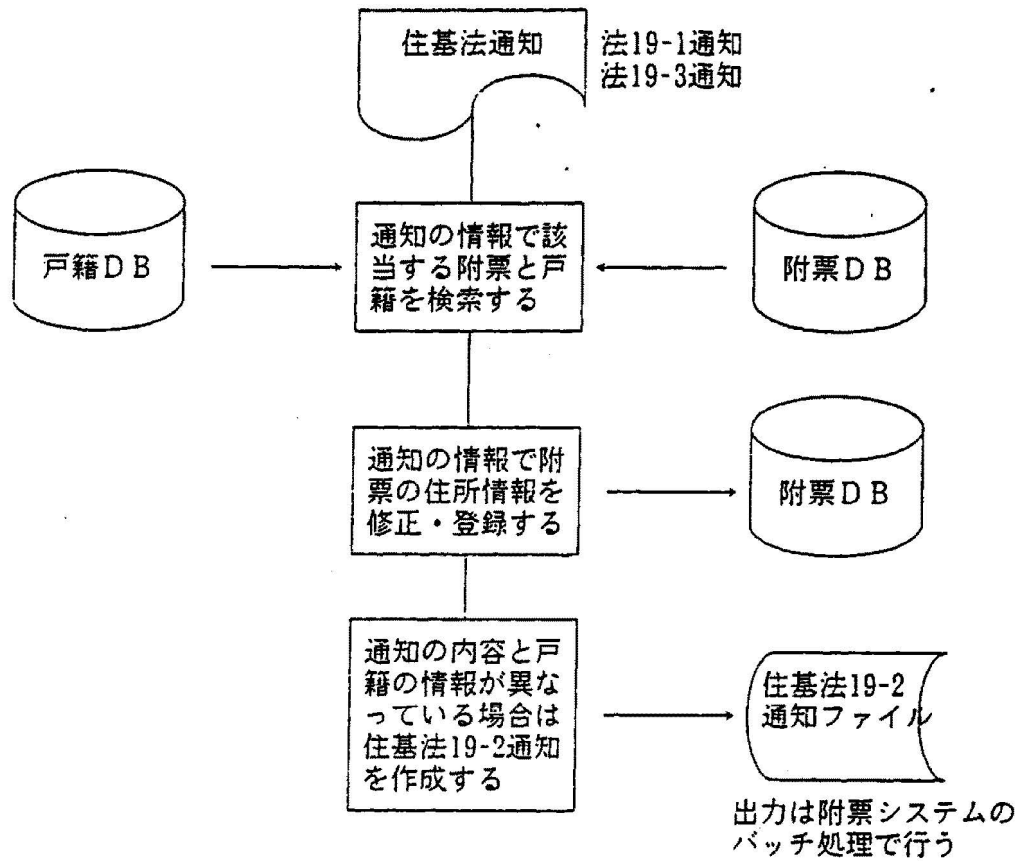


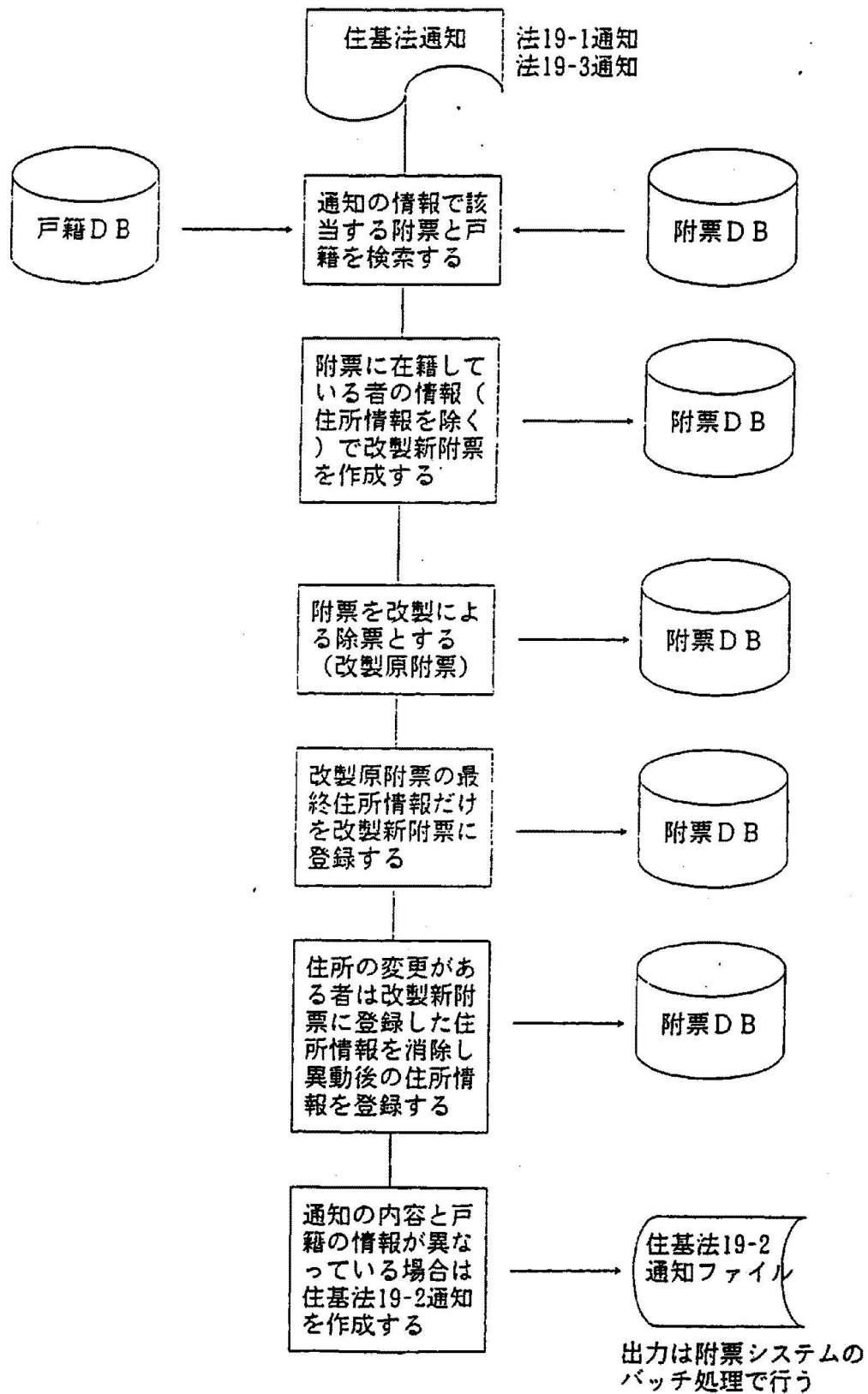


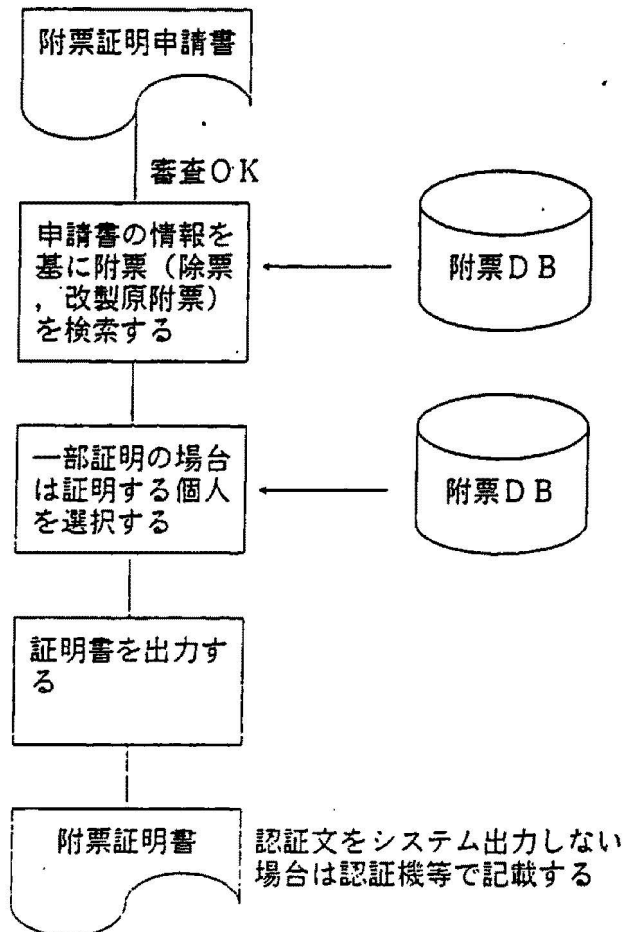


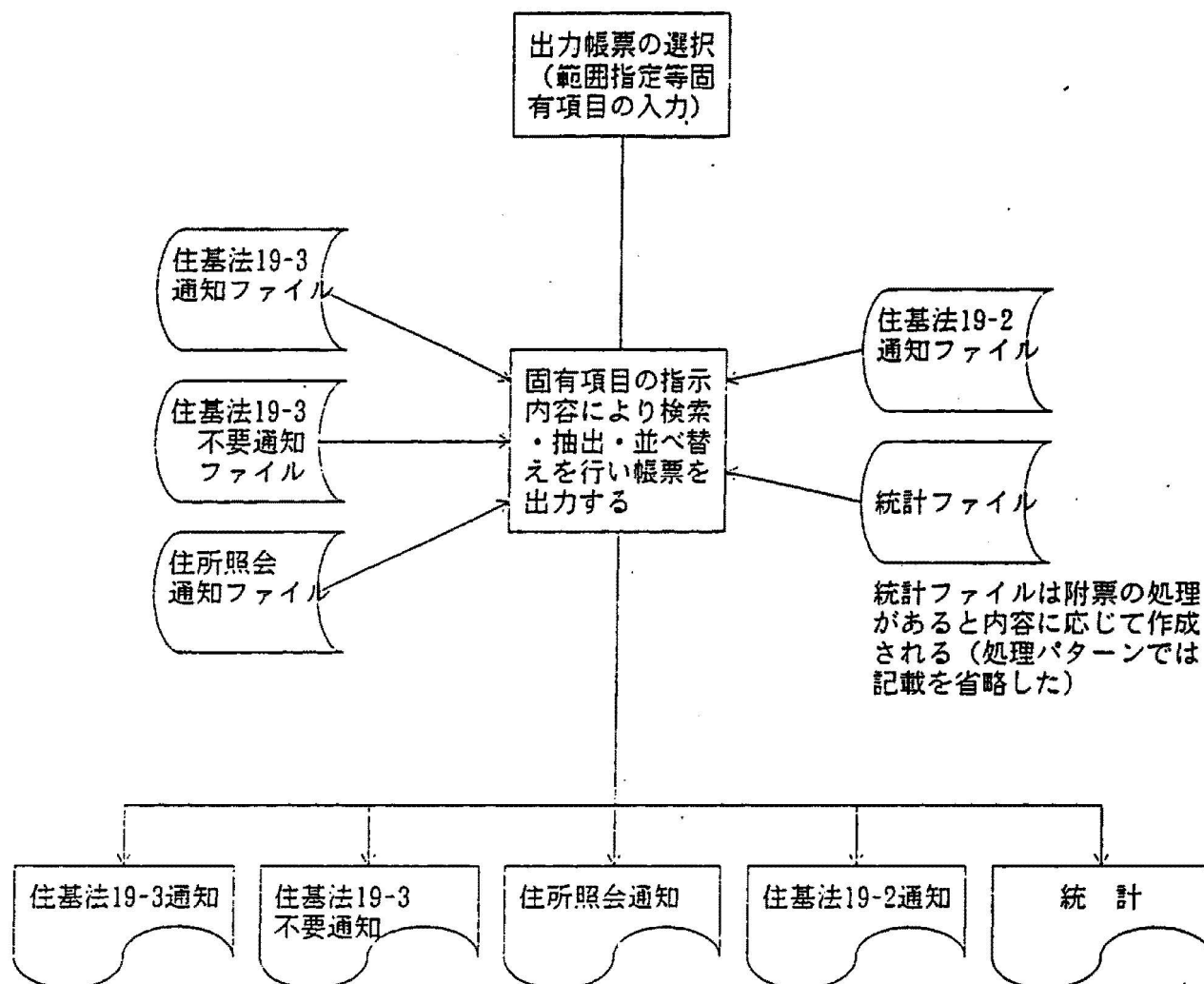












① 附票にいる者の1人を改製することで全員が改製となる方法

〔附票DB：異動前〕

河野 太郎	1	住所AAA
	2	住所BBB
	3	住所CCC
	4	住所DDD
	5	住所EEE
花子	1	住所BBB
	2	住所CCC
	3	住所DDD
	4	住所EEE
	5	

住所を「住所EEE」から「住所FFF」に変更したとき

〔附票DB：異動後〕

河野 太郎	1	住所EEE
	2	住所FFF
	3	
	4	
	5	
花子	1	住所EEE
	2	住所FFF
	3	
	4	
	5	

〔改製原附票DB〕

河野 太郎	1	住所AAA
	2	住所BBB
	3	住所CCC
	4	住所DDD
	5	住所EEE
花子	1	住所BBB
	2	住所CCC
	3	住所DDD
	4	住所EEE
	5	

② 改製の条件にあった者だけを改製する方法

〔附票DB：異動前〕は①と同じ

住所を「住所EEE」から「住所FFF」に変更したとき

〔附票DB：異動後〕

河野 太郎	1	住所EEE
	2	住所FFF
	3	
	4	
	5	
花子	1	住所BBB
	2	住所CCC
	3	住所DDD
	4	住所EEE
	5	住所FFF

〔改製原附票DB〕

河野 太郎	1	住所AAA
	2	住所BBB
	3	住所CCC
	4	住所DDD
	5	住所EEE

さらに住所を「住所FFF」から「住所GGG」に変更したとき

〔附票DB：異動後〕

河野 太郎	1	住所EEE
	2	住所FFF
	3	住所GGG
	4	
	5	
花子	1	住所FFF
	2	住所GGG
	3	
	4	
	5	

〔改製原附票DB〕

河野 太郎	1	住所AAA
	2	住所BBB
	3	住所CCC
	4	住所DDD
	5	住所EEE
花子	1	住所BBB
	2	住所CCC
	3	住所DDD
	4	住所EEE
	5	住所FFF

5. まとめ

(1) 検討項目内容

まとめとして、当戸籍附票システム部会で検討された議題とその経緯及び結論を示す。また、議題の中には法令に係わる部分等、自治省・法務省の検討を待たなければ結論が出せない問題もいくつかあったが、それについては当部会での検討経緯だけを示す。

7) 戸籍の附票をシステム化するメリット

〔結論〕・現在の可視台帳処理では、附票への記載処理が遅い（住民基本台帳法第19条1項通知及び同法第19条3項通知の作成が遅いため）が、システム化により迅速に処理できると考えられる（通知及び記載の双方とも）。当然住民サービスの向上につながる。

・システムで処理するので、現在よりは転記ミスが少なくなると予想される（職員の負担軽減）。

4) 附票システムの独立性について

〔問題〕附票がシステム化された場合、戸籍、住記のどちらのシステムに属するのか。

〔経緯〕・附票の所有する項目からみれば、戸籍との共通点が多いため、戸籍に属するといえる。

・運用の面からみれば、附票は単独で稼働されるシステムであるので、どのシステムにも属さず、独立であるといえる。

〔結論〕データの持ち方については作成する市町村に一任する（ただし、不適なデータの規制は行う）。

附票システムは独立である。

り) 附票の履歴の考え方

〔経緯〕・住民基本台帳法では、住所が変更されたときに前のデータを履歴として残しておくことも、残しておいた場合にその証明書を出すことも規定はしていない。したがって、最新住所のみを現在附票とし、前住所は改製原附票としても構わないと考える。

・附票の履歴の証明を必要とする事務はいくつかある（登記、車検、国外転入等）。

・以前の住所が改製原附票でしか証明できないとすると、住民の負担増につながる（金銭面から）。

・現在は附票の記載欄に余白が無くなったとき、附票の汚損・き損が著しいときに附票の改製が認められるが、システム化ではこの考えでの改製は無くなると予想される。システム化では附票の履歴を無限に持つのだろうか。

〔結論〕種々の事務との関連上、附票の履歴を無くすのは問題がある。

システム化でも、現在の改製の考えを踏襲する方法を考えるべきではあるが、その内容については自治省、法務省両省で考えていただきたい。

〔報告書での記載〕 2. (3) 改製の方法

4. (1). 1) システム化後の改製について

イ) 附票のセットアップ

〔経緯〕・附票のセットアップは改製と同じとみなし、最新住所だけ移記するとした方がよい（費用が安くあがる、職員の作業軽減にもなる）。

・改製することで可視台帳は改製原附票となり、5年後は廃棄されることにより住所の履歴がなくなる（住民サービスの低下となる）。

・現在も強制改製を行っていることを考えれば、住民サービスの低下になるとは思えない。

〔結論〕この方法についても自治省、法務省両省で考えていただきたい（メリット、デメリットを再度検討する必要がある）。

ロ) 附票を作成するときの住記番号の取得について

〔問題〕附票を作成するとき、住所人に関しては住民記録データベースから住記番号を直接取得したい。

〔経緯〕・「行政機関の保有する電子計算機に係る個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の第9条1項の条項に引っ掛かるのではないか。

・住記番号は住民基本台帳法で定めた住民票の項目には無いため（システム化により必要となる特別なデータ）、取得してよいとの明文化はできない。

・税システム等では住記番号の取得を容認している事例がある。

〔結論〕住民記録システムを主として考え、住民記録システムから附票システムへ住記番号を渡してやるという前提であれば、取得しても構わないと考える。

ハ) 誤字・俗字の住基窓口対応

〔問題〕平成2年10月20日法務省民二第5200号通達で、戸籍の異動があったときに誤字・俗字を正字に引き直して構わないとのことである（常に引き直しができるということではない）が、住基の窓口でも引き直して構わないとしてほしい。

〔経緯〕・住基の届出が多い現在では、住基の窓口でこの処理を行わせることにより、誤字・俗字の解消が早まる。ひいては、戸籍コンピュータ化でのセットアップ時の職員の負荷が軽減される。

・住基の窓口では戸籍原本がないため、誤字・俗字が戸籍に記載されている文字同じとの確認がとれない。また、戸籍の一部の処理形態でしか引き直せないのも、住基の窓口ではその判断がつかない。

- ・住所と本籍が同一の市町村にいる者だけを対象にするとか、手続きの方法を考えるなどして、何とか住基窓口でも対応できないものか。

〔結論〕現状では難しいとのことであるが、法務省で再度前向きに考えていただくよう要望する。

㊦) 戸籍の附票事務のシステム化の範囲

〔経緯〕・住民基本台帳法第19条2項通知は手書きとすべきである。件数が少なく電算化のメリットも考えにくい。

- ・附票で必ず必要となる処理と、オプション処理とに切り分けるべきである。

〔結論〕戸籍の附票事務はそれほど多くなく、また、特別煩雑でシステム化に適していない事務は無いと思われるので、一応すべての事務をシステム化範囲とする。

オプションについては市町村に一任されるものでり、本報告書で切り分ける必要はない。

〔報告書での記載〕3.(1) 〔附票システム〕の範囲

6. 参考資料

(1) 画面展開図

高野太郎が東京都台東区に転入したことにより、台東区（住所地）から千代田区（本籍地）へ住民基本台帳法第19条 1 項通知が送付され、それに基づいて附票処理する事例の画面展開図を表す。各画面の展開内容は以下のとおりである。

- ① 附票メニューから住基法19条 1 項通知処理を選択する（画面1）。
- ② 検索画面から該当者検索情報を入力する（画面2）。今回はカナ氏名を検索条件とする。
- ③ 該当附票一覧が表示されるので、合致する附票を選択する（画面3）。
- ④ 附票に記載されている者の一覧画面から該当者を選択する（画面4）。
- ⑤ 該当者の附票情報が表示される。該当者に間違いがないか確認する（画面5）。
- ⑥ 附票修正画面では現在の住所が旧住所欄に表示される（画面6）。
- ⑦ 旧住所の消除日と新しい住所の情報を新住所欄に記載する（画面7）。
- ⑧ 確認すると修正後の附票情報画面が表示される（画面8）。

(2) 帳票仕様

附票システムで作成される帳票仕様を示す。

- ① 附票の全部証明書
- ② 附票の一部証明書
- ③ 附票の除票の全部証明書
- ④ 改製原附票の全部証明書
- ⑤ 住民基本台帳法19条 2 項通知
- ⑥ 住民基本台帳法19条 3 項通知

1. 検 索 処 理
2. 住基法 1 9 条 1 項通知処理
3. 住基法 1 9 条 3 項通知処理
4. 修 正 処 理
5. 附票の写し発行処理
6. 住基法通知発行処理
7. 統 計 処 理

業務選択番号

2

『業務を選択して下さい』

該 当 附 票 一 覧

H 5. 3. 31 /

検 索	カナ氏名	コウ タロウ				
	漢字氏名					
	本 籍					
	筆頭者					
	生年月日		戸籍個人番号		住記個人番号	

No.	本人氏名 / 筆頭者	生年月日	編製日	除票日	改製日
0 1					
0 2					
0 3					
0 4					
0 5					
0 6					

該当番号

『該当者検索を行って下さい』

該 当 附 票 一 覧

H 5. 3. 31 1 / 2

検 索	カナ氏名	コウノ タロウ				
	漢字氏名					
	本 籍					
	筆頭者					
	生年月日		戸籍個人番号		住記個人番号	

No.	本人氏名 / 筆頭者	生年月日	編製日	除票日	改製日
01	河野 太郎	M40. 2. 4	S23. 4. 7	S58. 12. 20	
	河野 弘	東京都千代田区平河町一丁目 1 5 番地			
02	高野 太郎	S35. 9. 17	S25. 5. 15		
	高野 幸雄	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地			
03	甲野 太郎	S10. 12. 10	S33. 12. 10		S61. 4. 20
	甲野 太郎	東京都千代田区霞が関二丁目 1 0 番地			
04	小宇野 太郎	S40. 8. 15	S37. 6. 10		
	小宇野 稔	東京都千代田区永田町五丁目 3 2 0 番地			
05	高野 太郎	S10. 12. 10	S61. 4. 20		
	高野 太郎	東京都千代田区千代田一丁目 1 番地			
06	河野 太郎	H 1. 1. 11	H 1. 1. 11		
	河野 太郎	東京都千代田区千代田一丁目 1 番地			

該当番号 2

『該当する附票を選択して下さい』

附 票 構 成 員 一 覧

H 5. 3. 31 1 / 1

編製日	H25. 5. 15	除票日		改製日	
本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地				
筆頭者	高野 幸雄				
記載者数	1	在籍者数	4	除籍者数	3

No.	本 人 氏 名	生年月日	作成日	除籍日
01	高野 幸雄	S 2. 8. 27	S25. 5. 15	
02	高野 梅子	S 5. 8. 7	S25. 5. 15	
03	高野 太郎	S20. 8. 15	S28. 7. 18	
04	高野 花子	S30. 2. 7	S30. 2. 7	S60. 4. 12
05	高野 良子	S31. 8. 16	S31. 8. 16	S63. 11. 3
06	高野 弘子	S33. 11. 6	S33. 11. 6	H 1. 5. 19
07	高野 次郎	S35. 9. 17	S35. 9. 17	
08				
09				
10				

該当番号 3

『該当する個人を選択して下さい』

個人附票詳細表示

H 5. 3. 31 1 / 1

(編製日) S25. 5. 15 (除票日) (改製日)

本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地		
筆頭者	高野 幸雄		
カナ氏名	コノ タロウ		
漢字氏名	高野 太郎		
生年月日	S20. 8. 15	除籍日	

No.	住 所			
	住 定 日	作 成 日	消 除 日	現 除
01	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 千代田マンション 2012 号室			
	昭和 20 年 8 月 15 日	昭和 20 年 8 月 15 日	昭和 54 年 4 月 8 日	除
02	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 明和荘 3 号室			
	昭和 54 年 4 月 2 日	昭和 54 年 4 月 8 日	昭和 55 年 4 月 12 日	除
03	東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号 コーポ東池袋 303 号室			
	昭和 55 年 4 月 4 日	昭和 55 年 4 月 12 日		現
04				
05				

『確認して下さい』

附 票 修 正 画 面

H 5. 3. 31

(編製日) S25. 5. 15 (除票日)

(改製日)

本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地		
筆頭者	高野 幸雄		
カナ氏名	コウノ タロウ		
漢字氏名	高野 太郎		
生年月日	S20. 8. 15	除籍日	

旧情報			
住 所	東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号		
方 書	コ一ポ東池袋 3 0 3 号室		
住定日	S55. 4. 4		
作成日	S55. 4. 12		
消除日			

新情報			
住 所			
方 書			
住定日			
作成日			

『 1 9 条 1 項通知の情報を入力して下さい』

附 票 修 正 画 面

H 5. 3. 31

(編製日) S25. 5. 15 (除票日) (改製日)

本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地		
筆頭者	高野 幸雄		
カナ氏名	コウノ タロウ		
漢字氏名	高野 太郎		
生年月日	S20. 8. 15	除籍日	

旧情報			
住 所	東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号		
方 番	コーポ東池袋 3 0 3 号室		
住定日	S55. 4. 4		
作成日	S55. 4. 12		
消除日	H 5. 3. 31		

新情報			
住 所	東京都台東区東上野四丁目 1 0 番		
方 番	池の端マンションA-505号室		
住定日	H 5. 3. 27		
作成日	H 5. 3. 31		

『確認して下さい』

個人附票詳細表示

H 5. 3. 31 1 / 1

(編製日) S25. 5. 15 (除票日) (改製日)

本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地		
筆頭者	高野 幸雄		
カナ氏名	コウノ タロウ		
漢字氏名	高野 太郎		
生年月日	S20. 8. 15	除籍日	

No.	住 所			
	住 定 日	作 成 日	消 除 日	現 除
01	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 千代田マンション2012号室			
	昭和 20年 8月 15日	昭和 20年 8月 15日	昭和 54年 4月 8日	除
02	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 明和荘 3 号室			
	昭和 54年 4月 2日	昭和 54年 4月 8日	昭和 55年 4月 12日	除
03	東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号 コーポ東池袋 3 0 3 号室			
	昭和 55年 4月 4日	昭和 55年 4月 12日	平成 5年 3月 31日	除
04	東京都台東区東上野四丁目 1 0 番 池の端マンションA-505号室			
	平成 5年 3月 27日	平成 5年 3月 31日		現
05				

『確認して下さい』

附 票 の 全 部 証 明 書

01020304050607080910111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243444546474849505152535455

(1の1)

全 部 証 明

編 製 日	昭和50年8月20日
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目10番地
氏 名	河野 義太郎
附票に記載されている者	義太郎 【住 所】東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【住定日】平成3年4月3日 【住 所】東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住定日】昭和50年8月20日
附票に記載されている者	梅子 【住 所】東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【住定日】平成3年4月3日 【住 所】東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住定日】昭和50年8月20日
附票に記載されている者	太郎 【住 所】東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住定日】昭和53年7月5日
除 余 籍	以下余白

発行番号001234

この写しは戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成5年3月31日

何市区町村長

氏 名

職 印

附 票 の 一 部 証 明 書

01020304050607080910111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243444546474849505152535455

(1の1)

一 部 証 明

編 製 日	昭和50年8月20日
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目10番地
氏 名	河野 義太郎
附票に記載されている者	義太郎
	【住 所】東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【住定日】平成3年4月3日
	【住 所】東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住定日】昭和50年8月20日
	以下余白

発行番号002574

この写しは戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成5年3月31日

何市区町村長

氏 名

職 印

附 票 の 除 票 の 全 部 証 明 書

010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100101102103104105106107108109110111112113114115116117118119120121122123124125126127128129130131132133134135136137138139140141142143144145146147148149150151152153154155156157158159160161162163164165166167168169170171172173174175176177178179180181182183184185186187188189190191192193194195196197198199200201202203204205206207208209210211212213214215216217218219220221222223224225226227228229230231232233234235236237238239240241242243244245246247248249250251252253254255256257258259260261262263264265266267268269270271272273274275276277278279280281282283284285286287288289290291292293294295296297298299300301302303304305306307308309310311312313314315316317318319320321322323324325326327328329330331332333334335336337338339340341342343344345346347348349350351352353354355356357358359360361362363364365366367368369370371372373374375376377378379380381382383384385386387388389390391392393394395396397398399400401402403404405406407408409410411412413414415416417418419420421422423424425426427428429430431432433434435436437438439440441442443444445446447448449450451452453454455456457458459460461462463464465466467468469470471472473474475476477478479480481482483484485486487488489490491492493494495496497498499500501502503504505506507508509510511512513514515516517518519520521522523524525526527528529530531532533534535536537538539540541542543544545546547548549550551552553554555556557558559560561562563564565566567568569570571572573574575576577578579580581582583584585586587588589590591592593594595596597598599600601602603604605606607608609610611612613614615616617618619620621622623624625626627628629630631632633634635636637638639640641642643644645646647648649650651652653654655656657658659660661662663664665666667668669670671672673674675676677678679680681682683684685686687688689690691692693694695696697698699700701702703704705706707708709710711712713714715716717718719720721722723724725726727728729730731732733734735736737738739740741742743744745746747748749750751752753754755756757758759760761762763764765766767768769770771772773774775776777778779780781782783784785786787788789790791792793794795796797798799800801802803804805806807808809810811812813814815816817818819820821822823824825826827828829830831832833834835836837838839840841842843844845846847848849850851852853854855856857858859860861862863864865866867868869870871872873874875876877878879880881882883884885886887888889890891892893894895896897898899900901902903904905906907908909910911912913914915916917918919920921922923924925926927928929930931932933934935936937938939940941942943944945946947948949950951952953954955956957958959960961962963964965966967968969970971972973974975976977978979980981982983984985986987988989990991992993994995996997998999100010011002100310041005100610071008100910101011101210131014101510161017101810191020102110221023102410251026102710281029103010311032103310341035103610371038103910401041104210431044104510461047104810491050105110521053105410551056105710581059106010611062106310641065106610671068106910701071107210731074107510761077107810791080108110821083108410851086108710881089109010911092109310941095109610971098109911001101110211031104110511061107110811091110111111121113111411151116111711181119112011211122112311241125112611271128112911301131113211331134113511361137113811391140114111421143114411451146114711481149115011511152115311541155115611571158115911601161116211631164116511661167116811691170117111721173117411751176117711781179118011811182118311841185118611871188118911901191119211931194119511961197119811991200120112021203120412051206120712081209121012111212121312141215121612171218121912201221122212231224122512261227122812291230123112321233123412351236123712381239124012411242124312441245124612471248124912501251125212531254125512561257125812591260126112621263126412651266126712681269127012711272127312741275127612771278127912801281128212831284128512861287128812891290129112921293129412951296129712981299130013011302130313041305130613071308130913101311131213131314131513161317131813191320132113221323132413251326132713281329133013311332133313341335133613371338133913401341134213431344134513461347134813491350135113521353135413551356135713581359136013611362136313641365136613671368136913701371137213731374137513761377137813791380138113821383138413851386138713881389139013911392139313941395139613971398139914001401140214031404140514061407140814091410141114121413141414151416141714181419142014211422142314241425142614271428142914301431143214331434143514361437143814391440144114421443144414451446144714481449145014511452145314541455145614571458145914601461146214631464146514661467146814691470147114721473147414751476147714781479148014811482148314841485148614871488148914901491149214931494149514961497149814991500150115021503150415051506150715081509151015111512151315141515151615171518151915201521152215231524152515261527152815291530153115321533153415351536153715381539154015411542154315441545154615471548154915501551155215531554155515561557155815591560156115621563156415651566156715681569157015711572157315741575157615771578157915801581158215831584158515861587158815891590159115921593159415951596159715981599160016011602160316041605160616071608160916101611161216131614161516161617161816191620162116221623162416251626162716281629163016311632163316341635163616371638163916401641164216431644164516461647164816491650165116521653165416551656165716581659166016611662166316641665166616671668166916701671167216731674167516761677167816791680168116821683168416851686168716881689169016911692169316941695169616971698169917001701170217031704170517061707170817091710171117121713171417151716171717181719172017211722172317241725172617271728172917301731173217331734173517361737173817391740174117421743174417451746174717481749175017511752175317541755175617571758175917601761176217631764176517661767176817691770177117721773177417751776177717781779178017811782178317841785178617871788178917901791179217931794179517961797179817991800180118021803180418051806180718081809181018111812181318141815181618171818181918201821182218231824182518261827182818291830183118321833183418351836183718381839184018411842184318441845184618471848184918501851185218531854185518561857185818591860186118621863186418651866186718681869187018711872187318741875187618771878187918801881188218831884188518861887188818891890189118921893189418951896189718981899190019011902190319041905190619071908190919101911191219131914191519161917191819191920192119221923192419251926192719281929193019311932193319341935193619371938193919401941194219431944194519461947194819491950195119521953195419551956195719581959196019611962196319641965196619671968196919701971197219731974197519761977197819791980198119821983198419851986198719881989199019911992199319941995199619971998199920002001200220032004200520062007200820092010201120122013201420152016201720182019202020212022202320242025202620272028202920302031203220332034203520362037203820392040204120422043204420452046204720482049205020512052205320542055205620572058205920602061206220632064206520662067206820692070207120722073207420752076207720782079208020812082208320842085208620872088208920902091209220932094209520962097209820992100210121022103210421052106210721082109211021112112211321142115211621172118211921202121212221232124212521262127212821292130213121322133213421352136213721382139214021412142214321442145214621472148214921502151215221532154215521562157215821592160216121622163216421652166216721682169217021712172217321742175217621772178217921802181218221832184218521862187218821892190219121922193219421952196219721982199220022012202220322042205220622072208220922102211221222132214221522162217221822192220222122222223222422252226222722282229223022312232223322342235223622372238223922402241224222432244224522462247224822492250225122522253225422552256225722582259226022612262226322642265226622672268226922702271227222732274227522762277227822792280228122822283228422852286228722882289229022912292229322942295229622972298229923002301230223032304230523062307230823092310231123122313231423152316231723182319232023212322232323242325232623272328232923302331233223332334233523362337233823392340234123422343234423452346234723482349235023512352235323542355235623572358235923602361236223632364236523662367236823692370237123722373237423752376237723782379238023812382238323842385238623872388238923902391239223932394239523962397239823992400240124022403240424052406240724082409241024112412241324142415241624172418241924202421242224232424242524262427242824292430243124322433243424352436243724382439244024412442244324442445244624472448244924502451245224532454245524562457245824592460246124622463246424652466246724682469247024712472247324742475247624772478247924802481248224832484248524862487248824892490249124922493249424952496249724982499250025012502250325042505250625072508250925102511251225132514251525162517251825192520252125222523252425252526252725282529253025312532253325342535253625372538253925402541254225432544254525462547254825492550255125522553255425552556255725582559256025612562256325642565256625672568256925702571257225732574257525762577257825792580258125822583258425852586258725882589259025912592259325942595259625972598259926002601260226032604260526062607260826092610261126122613261426152616261726182619262026212622262326242625262626272628262926302631263226332634263526362637263826392640264126422643264426452646264726482649265026512652265326542655265626572658265926602661266226632664266526662667266826692670267126722673267426752676267726782679268026812682268326842685268626872688268926902691269226932694269526962697269826992700270127022703270427052706270727082709271027112712271327142715271627172718271927202721272227232724272527262727272827292730273127322733273427352736273727382739274027412742274327442745274627472748274927502751275227532754275527562757275827592760276127622763276427652766276727682769277027712772277327742775277627772778277927802781278227832784278527862787278827892790279127922793279427952796279727982799280028012802280328042805280628072808280928102811281228132814281528162817281828192820282128222823282428252826282728282829283028312832283328342835283628372838283928402841284228432844284528462847284828492850285128522853285428552856285728582859286028612862286328642865286628672868286928702871287228732874287528762877287828792880288128822883288428852886288728882889289028912892289328942895289628972898289929002901290229032904290529062907290829092910291129122913291429152916291729182919292029212922292329242925292629272928292929302931293229332934293529362937293829392940294129422943294429452946294729482949295029512952295329542955295629572958295929602961296229632964296529662967296829692970297129722973297429752976297729782979298029812982298329842985298629872988298929902991299229932994299529962997299829993000300130023003300430053006300730083009301030113012301330143015301630173018301930203021302230233024302530263027302830293030303130323033303430353036303730383039304030413042304330443045304630473048304930503051305230533054305530563057305830593060306130623063306430653066306730683069307030713072307330743075307630773078307930803081308230833084308530863087308830893090309130923093309430953096309730983099310031013102310331043105310631073108310931103111311231133114311531163117311831193120312131223123312431253126312731283129313031313132313331343135313631373138313931403141314231433144314531463147314831493150315131523153315431553156315731583159316031613162316331643165316631673168316931703171317231733174317531763177317831793180318131823183318431853186318731883189319031913192319331943195319631973198319932003201320232033204320532063207320832093210321132123213321432153216321732183219322032213222322332234322532263227322832293230323132323233323432353236323732383239324032413242324332443245324632473248324932503251325232533254325532563257325832593260326132623263326432653266326732683269327032713272327332743275327632773278327932803281328232833284328532863287328832893290329132923293329432953296329732983299330033013302330333043305330633073308330933103311331233133314331533163317331833193320332133223323332433253326332733283329333033313332333333343335333633373338333933403341334233433344334533463347334833493

|| 01020304050607080910111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243444546474849505152535455 ||

01
02
03
04
05
06
07
08
09
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60

81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170

改 製 原 附 票 の 全 部 証 明 書

01020304050607080910111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243444546474849505152535455

(2の2)

全 部 証 明

	【住 所】東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 【住定日】平成元年4月15日
	【住 所】新潟県新潟市米山二丁目4番1号 【住定日】昭和55年12月1日
附票に記載されている者 除 籍	花子 【住 所】東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 【住定日】平成元年4月15日 【住 所】新潟県新潟市米山二丁目4番1号 【住定日】昭和57年3月3日

以下余白

発行番号004340

この写しは改製原の戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成5年3月31日

何市区町村長

氏 名

職 印

住民基本台帳法第 19 条 2 項通知

訂正通知書（法第 19 条 2 項通知）

住 所	東京都千代田区森が関一丁目 1 番 1 号 法務マンション 1101 号室
世 帯 主	河野 義太郎
本 籍	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番地
筆 頭 者	河野 義太郎
氏 名 1	河野 太郎
生年月日	昭和 55 年 12 月 1 日
性 別	男
続 柄	長男
相違事項	本籍 生年月日（河野 太郎）

上記のとおり相違ありますから通知します。

平成 5 年 3 月 31 日

何市区町村長

氏 名

職 印

住民基本台帳法第 19 条 3 項通知

附票転属通知書（法第 19 条 3 項通知）

新 本 籍	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番地
旧 本 籍	東京都千代田区平河町一丁目 10 番地
筆 頭 者	河野 義太郎
異 動 者 1	義太郎
住 所	東京都千代田区蔵が関一丁目 1 番 1 号 法務マンション 1101 号室
住 定 日	平成 4 年 12 月 3 日
異 動 者 2	梅子
住 所	東京都千代田区蔵が関一丁目 1 番 1 号 法務マンション 1101 号室
住 定 日	平成 4 年 12 月 3 日
異 動 者	
住 所	
住 定 日	
異 動 者	
住 所	
住 定 日	
異 動 者	
住 所	
住 定 日	
異 動 者	
住 所	
住 定 日	

上記のとおり通知します。

平成 5 年 3 月 31 日

何市区町村長

氏 名

職 印